

令和8年3月4日招集

## 令和8年第3回琴浦町議会定例会

### 議案説明付属資料

議案第11号	令和7年度琴浦町水道事業会計補正予算(第4号)……………	1
議案第12号	令和7年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第3号)……………	1
議案第13号	琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	2
議案第14号	琴浦町職員の給与に関する条例及び琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について……………	3
議案第15号	琴浦町地域交流センター条例の一部改正について……………	4
議案第16号	琴浦町犯罪被害者等支援条例の一部改正について……………	5
議案第17号	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について……………	6
議案第18号	琴浦町手数料条例の一部改正について……………	8
議案第19号	琴浦町介護保険条例の一部改正について……………	9
議案第20号	琴浦町下水道事業審議会条例の一部改正について……………	10
議案第21号	琴浦町公民館条例の一部改正について……………	11
議案第22号	琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩教育・福祉振興基 金条例の廃止について……………	12
議案第23号	令和7年度琴浦町一般会計補正予算(第11号)……………	13
議案第24号	令和7年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)……………	21
議案第25号	令和7年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)……………	23
議案第26号	令和7年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第2号)……………	24

議案第 27 号	令和 8 年度琴浦町一般会計予算	25
議案第 28 号	令和 8 年度琴浦町国民健康保険特別会計予算	54
議案第 29 号	令和 8 年度琴浦町介護保険特別会計予算	56
議案第 30 号	令和 8 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算	57
議案第 31 号	令和 8 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算	58
議案第 32 号	令和 8 年度琴浦町八橋財産区特別会計予算	59
議案第 33 号	令和 8 年度琴浦町浦安財産区特別会計予算	59
議案第 34 号	令和 8 年度琴浦町下郷財産区特別会計予算	59
議案第 35 号	令和 8 年度琴浦町上郷財産区特別会計予算	59
議案第 36 号	令和 8 年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算	59
議案第 37 号	令和 8 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算	60
議案第 38 号	令和 8 年度琴浦町成美財産区特別会計予算	60
議案第 39 号	令和 8 年度琴浦町安田財産区特別会計予算	61
議案第 40 号	令和 8 年度琴浦町以西財産区特別会計予算	61
議案第 41 号	令和 8 年度琴浦町水道事業会計予算	63
議案第 42 号	令和 8 年度琴浦町下水道事業会計予算	65
議案第 43 号	建設工事請負変更契約の締結について〔町道立石台街路 1 号線道路改良工事〕	67
議案第 44 号	財産の取得について（防災行政無線操作卓改修）	68
議案第 45 号	債権の放棄（町営住宅使用料）について	69

議案第 46 号	債権の放棄(水道使用料)について	70
議案第 47 号	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について	72
議案第 48 号	琴浦町三本杉ふるさと分校及び琴浦町南部ふるさと広場に係る指定管理者の指定について	73
議案第 49 号	琴浦町八橋ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について	74
議案第 50 号	町道路線の認定について	75
議案第 51 号	町道路線の変更について	76
議案第 52 号	琴浦町過疎地域持続的発展計画について	78


令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算																																																							
議案番号	議案第11号 議案第12号	議案名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度琴浦町水道事業会計補正予算(第4号)</li> <li>・令和7年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第3号)</li> </ul>																																																										
目的	金利上昇の現状を踏まえ、企業債の借入利率の上限を「3.5%以内」から「10.0%以内」へ引き上げるもの。																																																												
内容	<p>1 補正内容</p> <p>昨今の金利上昇及び他自治体の状況を踏まえ、企業債の借入利率の上限を「3.5%以内」から「10.0%以内」へ引き上げる。</p> <p>2 備考</p> <p>(1) 財政融資資金貸付金利(令和8年2月1日以降適用)</p> <p>貸付条件：元利均等償還・半年賦、全期間固定金利貸付</p> <table border="1" data-bbox="320 869 1441 1182"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸付期間</th> <th colspan="6">据置期間</th> </tr> <tr> <th>無</th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34年超 35年以内</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>35年超 36年以内</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>36年超 37年以内</td> <td>3.3%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>37年超 38年以内</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>38年超 39年以内</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>39年超 40年以内</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table>						貸付期間	据置期間						無	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	34年超 35年以内	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	35年超 36年以内	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.4%	36年超 37年以内	3.3%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	37年超 38年以内	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	38年超 39年以内	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	39年超 40年以内	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%
	貸付期間	据置期間																																																											
無		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内																																																							
34年超 35年以内	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%																																																							
35年超 36年以内	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.4%																																																							
36年超 37年以内	3.3%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%																																																							
37年超 38年以内	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%																																																							
38年超 39年以内	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%																																																							
39年超 40年以内	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%																																																							
	<p>(2) 他自治体状況</p> <p>鳥取県・鳥取市・倉吉市においては、令和7年度当初予算時点で「10.0%以内」に借入利率の上限設定を行っている。</p>																																																												
補足事項																																																													

令和8年3月議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第13号	議案名	琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について			
目的	<p>大型地震の発生や異常気象の増加など、災害対応業務は増加、労務上の負担も増している。この状況に応じるため、災害応急作業に伴う手当を人事院規則並びに総務省通知に基づき設定、困難度を伴う災害関連作業に従事する職員に俸給上の考慮を行うため所要の改正を行うもの。</p>					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>特殊勤務手当（現行：防疫作業従事、行旅死亡人救護等従事）に、災害応急作業等手当を追加する。</p> <p>○災害応急作業等手当概要</p> <p>前提：災害対策本部が設置された地方自治体の区域で行う作業又は業務</p>					
	手当支給対象作業の概要			手当額(日額)	参考条文・通知	
	<p>① 異常な自然現象により重大な災害が発生した若しくは発生のおそれがある下記現場で行う巡回監視、又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業や応急作業のための災害状況調査</p> <p>ア 河川の堤防等</p> <p>イ 道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</p> <p>ウ 港湾施設又は鉄道施設</p>			<p>・巡回監視 710円</p> <p>・応急作業等 1,080円</p>	<p>人事院規則 9-30 第19条第1項</p>	
	② 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業			840円	<p>人事院規則 9-30 第19条第3項</p>	
	③ 避難所の運営、罹災証明に係る家屋調査			710円	総務省通知	
	④ 災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業			710円	<p>人事院規則 9-30 第19条第4項</p>	
	⑤ 上記前各号に掲げる作業に相当すると町長が認める作業			1,080円を超える範囲でそれぞれの作業に応じた額	<p>人事院規則 9-30 第19条第5項</p>	
	※夜間に行われた場合は5割増、著しく危険な作業の場合10割増					
補足事項	施行期日 令和8年4月1日					

令和8年3月議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第14号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例及び琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について			
目的	令和7年人事院勧告に準拠して、駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当の支給を行う。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>令和7年人事院勧告に準拠して、通勤に係る駐車場等を利用し、その料金を負担することを常とする職員に対し通勤手当の支給を行う。</p> <p>令和8年度以降の駐車場等の料金に相当する額として、1月あたり5,000円を上限に通勤手当を支給。</p> <p>また、本件に伴う会計年度任用職員の費用弁償に関する条文の整備を行う。</p>					
補足事項	施行期日等 令和8年4月1日					

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例						
議案番号	議案第15号	議案名	琴浦町地域交流センター条例の一部改正について								
目的	令和8年4月1日に設置する「琴浦町以西地域交流センター」について、名称と住所を定めるもの。										
内容	<p>1 概要 琴浦町以西地域交流センターの名称と住所を追加する。</p> <p>2 改正内容 (1) 名称及び位置 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="387 840 1369 1075"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琴浦町安田地域交流センター</td> <td>琴浦町大字筧津318番地 1階</td> </tr> <tr> <td>琴浦町以西地域交流センター</td> <td>琴浦町大字宮木239番地1 1階</td> </tr> </tbody> </table>					名称	位置	琴浦町安田地域交流センター	琴浦町大字筧津318番地 1階	琴浦町以西地域交流センター	琴浦町大字宮木239番地1 1階
	名称	位置									
琴浦町安田地域交流センター	琴浦町大字筧津318番地 1階										
琴浦町以西地域交流センター	琴浦町大字宮木239番地1 1階										
補足事項	施行期日 令和8年4月1日										

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第16号	議案名	琴浦町犯罪被害者等支援条例の一部改正について		
目的	令和8年度から県及び市町村等で積み立てる基金から犯罪被害者等への経済的負担軽減の支援を行うことになったため、所要の改正を行う。				
内 容	<p>1 概要</p> <p>令和7年度までは、町条例に基づき犯罪被害者等への経済的負担軽減のため、見舞金を支給するようしていたが、令和8年度からは県及び市町村等で積み立てる基金から支援を行うため改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>町の見舞金支給に関する記載を削除（条例第7条）</p> <p>【参考】</p> <p>（1）犯罪被害者の経済的負担軽減策</p>				
	犯罪被害の発生日		令和8年4月1日以降	令和8年3月31日以前	
	事業主体		県	町	
	支援内容		死亡・重症病支援金 転居・防犯対策支援金 生活維持支援金 遺児等支援金 再提訴等支援金	遺族見舞金・障害見舞金	
	財源		県及び市町村等の積み立てによる基金	県1/2、町1/2	
	（2）支援までの流れ				
	被害発生				
	↓				
	警察から県犯罪被害者総合サポートセンターへ情報提供				
	↓				
関係機関（警察、犯罪被害者総合サポートセンター、民間団体、市町村）での情報共有					
↓					
関係機関による支援調整会議					
↓					
犯罪被害者への支援実施					
補足事項	施行期日 令和8年4月1日				

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例																												
議案番号	議案第17号	議案名	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について																															
目的	子ども・子育て支援法が令和6年10月1日改正され「子ども・子育て支援金制度」が創設されたことに伴い、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援金分を追加する。																																	
内容	<p><b>1 概要</b></p> <p>国の少子化対策の財源の一部を賄うための「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度から医療保険者が既存分の保険税（料）とあわせて子ども・子育て支援金を徴収することとされた。これに伴い、琴浦町においても令和8年度から国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援金分を追加し、徴収する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d9ead3;"> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>少子化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当の拡充</li> <li>・ 妊婦のための支援給付</li> <li>・ こども誰でも通園制度 など</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin: 0 10px;"> <p>財源</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>保険税（料）</b></p> <div style="background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>（新設）子ども・子育て支援金分</b></div> <div style="text-align: center;"> <p>医療給付費分 （既存分）後期高齢者支援金分 介護納付金分</p> </div> </div> </div>																																	
	<p><b>2 琴浦町の国民健康保険税率</b></p> <p>子ども・子育て支援金分について、県から示された納付金額 11,139 千円をもとに、応能割額（所得割額）と応益割額（均等割額、平等割額）の割合が 50 : 50(※1)となるように税率を設定した。（調定見込額：11,412 千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th>年額税率</th> <th>所得割額</th> <th>均等割額 (一人当たり)</th> <th>18歳以上 均等割額(※2)</th> <th>平等割額 (一世帯当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="background-color: yellow;"> <td style="text-align: left;"><b>新設</b></td> <td style="text-align: left;"><b>子ども・子育て支援金分</b></td> <td><b>0.26%</b></td> <td><b>1,200 円(※2)</b></td> <td><b>100 円</b></td> <td><b>1,000 円</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">既存</td> <td style="text-align: left;">医療給付費分</td> <td>8.2%</td> <td>24,000 円</td> <td>—</td> <td>23,300 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">後期高齢者支援金分</td> <td>2.8%</td> <td>8,400 円</td> <td>—</td> <td>8,100 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">介護納付金分</td> <td>2.3%</td> <td>9,100 円</td> <td>—</td> <td>6,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 県内の保険税統一を見据え、国が基本とする応能応益割合を採用。</p> <p>※2 「18歳に達する日以降最初の3月31日以前までのこども」の均等割額については10割軽減措置を適用し、軽減した額を18歳以上被保険者で負担する。</p>								年額税率	所得割額	均等割額 (一人当たり)	18歳以上 均等割額(※2)	平等割額 (一世帯当たり)	<b>新設</b>	<b>子ども・子育て支援金分</b>	<b>0.26%</b>	<b>1,200 円(※2)</b>	<b>100 円</b>	<b>1,000 円</b>	既存	医療給付費分	8.2%	24,000 円	—	23,300 円	後期高齢者支援金分	2.8%	8,400 円	—	8,100 円	介護納付金分	2.3%	9,100 円	—
		年額税率	所得割額	均等割額 (一人当たり)	18歳以上 均等割額(※2)	平等割額 (一世帯当たり)																												
		<b>新設</b>	<b>子ども・子育て支援金分</b>	<b>0.26%</b>	<b>1,200 円(※2)</b>	<b>100 円</b>	<b>1,000 円</b>																											
既存	医療給付費分	8.2%	24,000 円	—	23,300 円																													
	後期高齢者支援金分	2.8%	8,400 円	—	8,100 円																													
	介護納付金分	2.3%	9,100 円	—	6,100 円																													

### 3 負担額(令和6年の所得状況を基に試算したもの。)

一世帯あたりの平均負担額は下記のとおりとなり、既存分の年額の約3%が子ども・子育て支援金として上乗せとなる見込みである。

一世帯あたり平均負担額(※3)

(100円未満四捨五入)

世帯所得	世帯割合(世帯数)	既存分 平均年額(①)	子育て分 平均年額(②)	合計
0円	20.7%(424世帯)	33,000円	1,000円	34,000円
~100万円	32.2%(662世帯)	56,000円	1,600円	57,600円
~200万円	23.6%(485世帯)	178,800円	4,700円	183,500円
~300万円	11.4%(235世帯)	305,200円	7,600円	312,800円
~400万円	5.0%(103世帯)	438,700円	10,700円	449,400円
400万円超	7.1%(146世帯)	786,300円	19,200円	805,500円
全体	100%(2055世帯)	179,800円	4,600円	184,400円

(②/① 3%)

※3 均等割額、18歳以上均等割額、平等割額については所得に応じて軽減措置(年額税率から所得に応じて2割、5割または7割を軽減)がある。

### 4 その他

子ども・子育て支援金については、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げていくこととなっており、来年度以降も税率の引き上げについて検討していく必要がある。

国の試算では、令和8年度の子ども・子育て支援金額に対し、令和9年度が1.5倍、令和10年度が2倍の金額が必要となる見込み。

補足事項

施行期日 令和8年4月1日

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	町民生活課	種別	条例																		
議案番号	議案第18号	議案名	琴浦町手数料条例の一部改正について																				
目的	マイナンバーカード更新に伴う窓口混雑を緩和するため、コンビニ交付サービスによる交付手数料を期間限定で一律100円とする特例を設け、窓口交付からの利用転換を促し、住民の利便性と事務効率を高める。																						
内容	<p>1 概要</p> <p>マイナンバーカードの有効期限更新手続き等の増加（R8年度3,500件、R9年度4,200件）に伴う窓口の混雑を緩和するため、多機能端末機（コンビニ交付サービス）を利用した証明書等の交付手数料を期間限定で引き下げる特例を設ける。これにより、来庁者のコンビニ利用への転換を促すとともに、住民の利便性向上、窓口における待時間の短縮を図るもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 多機能端末機による手数料の徴収の特例（附則第5項の新設）</p> <p>別表（第2条関係）（その1）に掲げる証明書等のうち、多機能端末機により交付を受ける以下の項目について、期間限定で手数料の額を1通につき100円とする。</p> <table border="1" data-bbox="322 1173 1414 1644"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>取得できる証明書</th> <th>請求対象者など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑に関する証明</td> <td>印鑑登録証明書</td> <td>本人分</td> </tr> <tr> <td>諸税に関する証明</td> <td>所得(課税)証明書</td> <td>本人・最新年度分</td> </tr> <tr> <td>住民票の写し又は住民票の写しの広域交付</td> <td>住民票の写し</td> <td>本人・同一世帯分</td> </tr> <tr> <td>戸籍証明書又は戸籍証明書の広域交付</td> <td>戸籍証明書(謄本・抄本)</td> <td>琴浦町に本籍のある本人及び同一戸籍構成員</td> </tr> <tr> <td>戸籍附票の写し</td> <td>戸籍附票の写し</td> <td>※現在戸籍のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 実施期間（時限措置）</p> <p>本条例の施行の日から令和9年3月31日までとする。</p> <p>※当該期間終了後は、自動的に現行の本則（別表）に定める額に戻る。</p>					手数料を徴収する事項	取得できる証明書	請求対象者など	印鑑に関する証明	印鑑登録証明書	本人分	諸税に関する証明	所得(課税)証明書	本人・最新年度分	住民票の写し又は住民票の写しの広域交付	住民票の写し	本人・同一世帯分	戸籍証明書又は戸籍証明書の広域交付	戸籍証明書(謄本・抄本)	琴浦町に本籍のある本人及び同一戸籍構成員	戸籍附票の写し	戸籍附票の写し	※現在戸籍のみ
	手数料を徴収する事項	取得できる証明書	請求対象者など																				
	印鑑に関する証明	印鑑登録証明書	本人分																				
	諸税に関する証明	所得(課税)証明書	本人・最新年度分																				
	住民票の写し又は住民票の写しの広域交付	住民票の写し	本人・同一世帯分																				
	戸籍証明書又は戸籍証明書の広域交付	戸籍証明書(謄本・抄本)	琴浦町に本籍のある本人及び同一戸籍構成員																				
	戸籍附票の写し	戸籍附票の写し	※現在戸籍のみ																				
	補足事項	この条例は、令和8年7月1日までの間において規則で定める日から施行する。※令和8年度予算において計上している、手数料改修業務が完了までに2～3ヶ月程度を要するため。																					

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例
議案番号	議案第19号	議案名	琴浦町介護保険条例の一部改正について		
目的	令和7年度税制改正の影響で、保険者の責めに帰さない介護保険料収入不足が生じないよう、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年12月17日）により特例措置が設けられたため、所要の改正を行うもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、市町村民税課税の有無や合計所得金額を算定基準とする第1号被保険者の介護保険料について、一部の被保険者に所得段階の下降（移動）が生じ、第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から8年度まで）における保険料収入が減少する影響が懸念されている。</p> <p>このため、保険者の責めに帰さない保険料収入の不足を回避する観点から、当該税制改正の影響を遮断する目的で介護保険法施行令の一部改正が行われた。</p> <p>改正の内容は、第1号保険料の所得段階を判定する際、令和7年度税制改正の影響により保険料段階が変動し得る被保険者について、従前の控除額と同額（55万円）とみなして算定し、改正前と同様の判定結果とする特例措置が設けられた。</p> <p>本改正は、上記の施行令改正に伴う特例措置を適用するため、琴浦町介護保険条例の一部を改正するものである。</p> <p>なお、本措置は第9期計画期間中における一時的な収入不足を防ぐ趣旨から、令和8年度の保険料算定に限り適用する。</p>				
補足事項	施行期日 令和8年4月1日				

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	条例
議案番号	議案第20号	議案名	琴浦町下水道事業審議会条例の一部改正について			
目的	琴浦町下水道事業審議会委員を7人以内から10人以内に増員すること、任期を2年から委嘱した日から答申する日までとするもの。					
内容	<p>1 改正の概要</p> <p>(1) 委員の増員について</p> <p>下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は住民生活に直結しており、当該料金の審議に多種多様な意見を取り入れ審議する必要があるため、審議会委員を現行の「7人以内」から「10人以内」へ増員するもの。</p> <p>なお、増員する3名については、住民代表(2名)と有識者(1名)を想定している。</p> <p>(2) 任期について</p> <p>現行規定では、委員任期を2年間と定めているが、諮問内容に適した任期とするため、「委嘱した日から諮問事項に関する答申の日まで」と変更する。</p> <p>2 参考</p> <p>(1) 令和4年度審議委員(任期：2年)</p> <p>※任期満了済：令和4年6月21日から令和6年6月20日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者：1名(鳥取短期大学教授)</li> <li>・町内事業所：2名(商工会理事)</li> <li>・住民代表：4名(各地区区長会長)</li> </ul> <p>(2) 審議会開催状況</p> <p>令和4年度：5回(審議：4回・答申：1回)</p>					
補足事項	施行日 公布の日					

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	条例
議案番号	議案第21号	議案名	琴浦町公民館条例の一部改正について		
目的	以西地区公民館を改修後の施設に移転することに伴い、位置の変更を行うもの。				
内容	<p>1 改正内容</p> <p><b>【第2条】以西地区公民館の所在地番の変更</b>  琴浦町大字宮木 207 番地 → 琴浦町大字宮木 <b><u>239 番地 1</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以西地区公民館を、R7年度に整備した旧以西小学校(以西地域交流センター) 1階に移転するもの</li> <li>・移転先施設については、別途「琴浦町地域交流センター条例」の一部改正において、「以西地域交流センター」を追加予定</li> </ul>				
補足事項	施行日 令和8年4月1日				

令和 8 年 3 月 定例議会 議案概要			担当課	教育総務課	種別	条例															
議案番号	議案第 22 号	議案名	琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩教育・福祉振興基金条例の廃止について																		
目的	琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩教育・福祉振興基金条例を廃止する。																				
内容	<p>1 廃止理由</p> <p>当該条例は、教育振興等のため寄附金を基金として積み立て、目的とする事業の財源に充当してきた。</p> <p>令和 8 年度当初予算における対象事業への財源充当をもって基金残高がゼロとなるため、廃止するもの。</p> <p>2 基金残高の状況</p> <table border="1" data-bbox="320 999 1412 1388"> <thead> <tr> <th>基金</th> <th>R6 年度末 残高(円)</th> <th>R7 年度 取崩額(円)</th> <th>R8 年度予算 繰入金(円)</th> <th>残高(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤碕中学校区小学校図書購入基金</td> <td>952,000</td> <td>563,000</td> <td>389,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平岩教育・福祉振興基金条例</td> <td>9,788</td> <td>0</td> <td>9,788</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 充当先事業</p> <p>(1) 赤碕中学校区小学校図書購入基金</p> <p>事業番号 382 一般教育振興費 (赤碕小) 図書購入費</p> <p>事業番号 383 一般教育振興費 (船上小) 図書購入費</p> <p>(2) 平岩教育・福祉振興基金</p> <p>事業番号 329 図書館活動費 サピエ図書館利用手数料</p>						基金	R6 年度末 残高(円)	R7 年度 取崩額(円)	R8 年度予算 繰入金(円)	残高(円)	赤碕中学校区小学校図書購入基金	952,000	563,000	389,000	0	平岩教育・福祉振興基金条例	9,788	0	9,788	0
	基金	R6 年度末 残高(円)	R7 年度 取崩額(円)	R8 年度予算 繰入金(円)	残高(円)																
	赤碕中学校区小学校図書購入基金	952,000	563,000	389,000	0																
	平岩教育・福祉振興基金条例	9,788	0	9,788	0																
補足事項																					

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算																							
議案番号	議案第23号	議案名	令和7年度琴浦町一般会計補正予算(第11号)																										
目的	<p>○令和7年度の過疎対策事業債の財源確保により、情報通信基盤施設改修事業、町道維持修繕事業、琴浦町宮齋場更新事業及び日韓友好資料館サイクルステーション拠点整備事業について、早期対応及び安全確保に必要な経費を追加する。</p> <p>○障がい者自立支援給付事業、生活扶助事業など、執行実績の見込みに基づき追加予算を計上する。一方、ふるさと未来夢基金積立金等については、実績見込みを反映した減額補正を行う。</p>																												
内容	<p>1 補正額 <span style="float:right">[単位：千円]</span></p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14,297,116</td> <td>△241,940</td> <td>14,055,176</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	14,297,116	△241,940	14,055,176																	
	補正前予算額	補正額	補正後予算額																										
14,297,116	△241,940	14,055,176																											
<p>2 主な追加内容</p> <p>歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:right;"> <thead> <tr> <th>款名称等</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>町税</td><td>954</td></tr> <tr><td>株式等譲渡所得交付金</td><td>7,650</td></tr> <tr><td>地方消費税交付金</td><td>18,545</td></tr> <tr><td>地方交付税</td><td>△10,000</td></tr> <tr><td>国庫支出金</td><td>△130,350</td></tr> <tr><td>県支出金</td><td>△13,050</td></tr> <tr><td>寄附金</td><td>△127,900</td></tr> <tr><td>繰入金</td><td>△66,969</td></tr> <tr><td>町債</td><td>77,000</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,180</td></tr> <tr><td>合計</td><td>△241,940</td></tr> </tbody> </table> <p>歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <p><b>【過疎対策事業債活用事業】</b></p> <p>(1) 情報通信基盤施設改修事業 [59,400千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>情報通信基盤施設(光ケーブル施設)のうち、更新時期を迎える東伯サブセンター放送送出設備(TCC本局から送出されるTV放送信号</p>						款名称等	補正額	町税	954	株式等譲渡所得交付金	7,650	地方消費税交付金	18,545	地方交付税	△10,000	国庫支出金	△130,350	県支出金	△13,050	寄附金	△127,900	繰入金	△66,969	町債	77,000	その他	2,180	合計	△241,940
款名称等	補正額																												
町税	954																												
株式等譲渡所得交付金	7,650																												
地方消費税交付金	18,545																												
地方交付税	△10,000																												
国庫支出金	△130,350																												
県支出金	△13,050																												
寄附金	△127,900																												
繰入金	△66,969																												
町債	77,000																												
その他	2,180																												
合計	△241,940																												

を光信号に変換し、各サブセンターへ伝送する設備)を更新する。(令和8年度繰越事業)

イ 経費

情報通信基盤改修業務委託料 [59,400 千円]

ウ 財源

町債 [59,300 千円]

一般財源 [100 千円]

(2) 町道維持管理事業 [32,600 千円]

ア 事業説明

緊急性の高い道路の修繕工事(拡幅・側溝修繕・ガードレール修繕・舗装修繕)について、早期に発注し対応する。(令和8年度繰越事業)

イ 経費

町道維持修繕工事 [32,600 千円]

ウ 財源

町債 [32,100 千円]

一般財源 [500 千円]

(3) 琴浦町営斎場更新事業 [3,659 千円]

ア 事業説明

斎場火葬炉の主燃炉吸込口等の老朽化に伴い、安全な運営に支障をきたす恐れがあるため、修繕経費を追加する。早期に発注し、安定的な火葬執行体制を確保する。(令和8年度繰越事業)

イ 経費

火葬炉設備修繕工事 [3,659 千円]

ウ 財源

町債 [3,200 千円]

一般財源 [459 千円]

(4) 日韓友好資料館サイクルステーション拠点整備事業 [8,530 千円]

ア 事業説明

利用者安全確保のための仮設計画強化や、柱の腐食対策の追加に伴い再設計を実施した。物価高騰や労務単価上昇の影響を反映し、工事費および監理委託料を増額する。なお、安全な工期を確保するため、事業費全額を令和8年度へ繰り越し執行する。

イ 経費

日韓友好資料館サイクルステーション模様替え工事 [7,600 千円]

日韓友好資料館サイクルステーション模様替え工事監理委託料 [930 千円]

ウ 財源

町債 [5,100 千円]

一般財源 [3,430 千円]

【実績見込による増額事業】

(1) 除雪対策事業 [42,000 千円]

ア 事業説明

1月下旬から2月の積雪により、除雪経費に不足が生じることから、積雪時の道路交通の確保を図るため、除雪にかかる必要経費を追加する。

イ 経費

除雪車両等維持管理費（修繕費等） [1,000 千円]

除雪業務委託料 [10,500 千円]

除雪車借上料 [30,500 千円]

ウ 財源

一般財源 [42,000 千円]

(2) 障がい者自立支援給付事業 [6,723 千円]

ア 事業説明

障がい福祉サービスの利用が増加していることから、給付費を増額する。

イ 経費

自立支援給付費 [6,723 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [3,361 千円]

県支出金 [1,680 千円]

一般財源 [1,682 千円]

(3) 生活保護扶助費 [3,072 千円]

ア 事業説明

医療扶助について、当初見込みより被保護者の入院件数が増加していることから、扶助費を増額する。

イ 経費

医療扶助 [3,072 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [2,304 千円]

一般財源 [768 千円]

(4) 国保財政基盤強化対策繰出金 [6,786 千円]

ア 事業説明

実績見込みにより、国民健康保険特別会計への繰出金（一般会計負担分）を増額する。

イ 経費

保険基盤安定繰出金 [1,963 千円]

出産育児一時金繰出金 [333 千円]

財政安定化支援繰出金 [4,490 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [1,365 千円]

県支出金 [106 千円]

一般財源 [5,315 千円]

(5) 基金利子積立金 [54 千円]

ア 事業説明

基金一括運用による財産運用収入の見込みから、各基金の残高割合で按分し、各基金の積立金を増額する。（按分により財政調整基金・平岩教育福祉振興基金は減額）

イ 経費

基金名	積立金（千円）	基金名	積立金（千円）
財政調整基金	△7,371	森林環境譲与税基金	86
減債基金	1,076	未来人材奨学金返還支援基金	65
公共施設等建設基金	2,230	コーポラスことうら基金	630
地域振興基金	2,703	聖郷小学校門脇教育図書購入基金	18
ふるさと未来夢基金	387	林原育英基金	40
企業版ふるさと納税地方創生基金	29	平岩教育福祉振興基金	△1
光ファイバーネットワーク施設基金	162		

ウ 財源

財産運用収入 [54 千円]

【実績見込による減額事業】

(1) ふるさと納税 [△193, 435 千円]

ア 事業説明

ふるさと納税の寄附金4億円を目指していたが、実績が2億7千万円となる見込みになることから、募集に係る事務費及びふるさと未来夢基金積立金を減額する。基金一括運用による利子を同基金に積立てる。

イ 経費

事務費（消耗品費・通信運搬費・委託料等） [△63, 435 千円]

ふるさと未来夢基金積立金 [△130, 000 千円]

ふるさと未来夢基金利子積立金 [+387 千円]

ウ 財源

ふるさと未来夢寄附金 [△130, 000 千円]

ふるさと未来夢基金繰入金 [△63, 435 千円]

財産収入(基金利子) [+387 千円]

基金残高 [単位：千円]

基金名	補正額	補正後残高(見込)
ふるさと未来夢基金	△63, 048	124, 599

(2) 総合行政システム標準化対応事業 [△86, 185 千円]

ア 事業説明

地方公共団体情報システムの標準化について、事業者の開発リソース不足等に伴い、移行時期を令和8年度へ延伸することを国に届け出たため、本年度予算を減額し、当該事業費を次年度において改めて予算措置を講じるもの。

イ 経費

総合行政システム標準化対応委託料 [△48, 400 千円]

総合行政システム標準化ガバメントクラウド使用料 [△37, 785 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [△70, 328 千円]

一般財源 [△15, 857 千円]

(3) 脱炭素先行地域計画事業 [△67, 669 千円]

ア 事業説明

脱炭素先行地域計画事業の推進に係る執行事務及びエネルギーマネジメントシステムの構築管理、並びに法人が整備する発電設備等への補助金について、年度内の事業執行見込に基づき不用額を減額整理するもの。

イ 経費

脱炭素先行地域計画推進委託料 [△3,809 千円]

脱炭素先行地域計画事業補助金 [△63,860 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [△67,669 千円]

(4) その他減額事業 [△64,219 千円]

ア 主な減額事業

[単位：千円]

事業名	金額
国土地籍調査事業	△7,005
自立支援医療事務	△6,046
後期高齢者医療事務	△4,932
住宅新築資金等債務整理事業	△3,000
日本型直接支払交付金事業	△8,031
林業振興対策事業	△6,634
水産振興対策事業	△3,087
一般経常経費（中学校配分外）	△19,612
東伯総合公園管理事業	△4,667

3 繰越明許費

(1) 追加

[単位：千円]

事業名	金額
情報通信基盤施設改修事業	59,400
固定資産評価システム改修事業	2,233
戸籍附票関連システム改修事業	4,950
琴浦町営斎場更新事業	3,659
脱炭素先行地域計画事業	21,183
がんばる養殖支援事業	24,000
日韓友好資料館サイクルステーション拠点整備事業	40,100
東伯中学校技術室等空調新設事業	21,613

現年発生農業用施設災害復旧事業

26,620

## (2) 変更

[単位：千円]

事業名	補正前 金額	補正後 金額
担い手育成対策事業	14,025	19,320
道路維持管理事業	12,624	51,377

## 4 地方債

## (1) 追加

[単位：千円]

事業名	金額
情報通信基盤施設改修事業	59,300

## (2) 変更

事業名	補正前		補正後	
	限度額 (千円)	利率 (%)	限度額 (千円)	利率 (%)
防災行政無線放送卓改修事業	94,600	3.5	94,600	10.0
琴浦町営斎場更新事業	10,000		10,000	
ため池防災減災対策推進事業	11,400		11,400	
農業水路長寿命化・防災減災事業	6,400		6,400	
田越・笠見地区浸水対策事業	261,600		261,600	
サイクルステーション拠点整備事業	13,400		18,500	
地域総合整備資金貸付事業	210,000		210,000	
町道立子大熊線道路改良事業	31,700		31,700	
社会資本整備総合交付金事業	47,400		47,400	
道路更新防災等対策事業	40,600		40,600	
道路修繕事業	32,000		64,100	
道路交通安全施設等整備事業	23,700		23,700	
公文地区浸水対策事業	40,000		40,000	
三保・鋤地区浸水対策事業	50,000		50,000	
町道荒神1号線法面崩壊対策事業	13,000		13,000	
地方道路等整備事業	4,900		4,900	
Jアラート機器更新事業	7,000		7,000	

	東伯総合公園改修事業	279,500		279,500	
	中学校空調整備事業	42,000		22,500	
	現年発生農業用施設災害復旧事業	5,200		5,200	
補足事項					

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第24号	議案名	令和7年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)			
目的	実績見込みに伴う保険給付費の増額及び保健事業費の減額を行うもの。また、繰入金の算定結果に伴い増額分による余剰金を基金に積み立てるもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	1,856,938		6,969	1,863,907		
	2 主な計上内容					
	【歳入】 [単位：千円]					
	款名称等	補正額	主な補正理由			
	県支出金	△158	保健事業の実績見込みによる減			
	財産収入	341	基金運用収益			
	繰入金	6,786	一般会計繰入金の算定結果による増			
	合 計	6,969				
【歳出】						
(1) 保険給付費 [600千円]						
ア 事業説明						
保険給付費の実績見込みにより経費の増額を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 出産育児一時金 [500千円]						
(イ) 葬祭費 [100千円]						
ウ 財源						
(ア) 一般会計繰入金(出産育児一時金繰入金) [333千円]						
(イ) 一般財源(国保税等) [267千円]						
(2) 国民健康保険事業費納付金 [財源組替]						
ア 事業説明						
国民健康保険事業費納付金の充当について財源組替を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 国民健康保険事業費納付金						
ウ 財源						
(ア) 一般会計繰入金(基盤安定繰入金 保険税軽減分) [△769千円]						
(イ) 一般会計繰入金(基盤安定繰入金 保険者支援分) [2,732千円]						
(ウ) 一般会計繰入金(財政安定化支援事業分) [4,490千円]						

	<p>(エ) 一般財源（国保税等） [△6,453 千円]</p> <p>(3) 保健事業費 [△158 千円]</p> <p>ア 事業説明 保健事業の実績見込みに伴う減額補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 医療費適正化事業（重複・多剤服薬者訪問指導） [△158 千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 県支出金（保険者努力支援交付金） [△158 千円]</p> <p>(4) 基金積立金 [6,527 千円]</p> <p>ア 事業説明 一般会計繰入金の増額による会計の余剰金及び基金運用収益について、財政調整基金に積み立てるもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 基金積立金 [6,527 千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 財産収入（利子及び配当金） [341 千円] (イ) 一般財源（国保税等） [6,186 千円]</p>
補足事項	

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第25号	議案名	令和7年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)									
目的	後期高齢者医療保険料の収入見込の増及び保険基盤安定負担金の実績見込みに伴い後期高齢者医療広域連合への納付金の増額補正を行うもの。											
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>325,874</td> <td>5,308</td> <td>331,182</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	325,874	5,308	331,182
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
325,874	5,308	331,182										
<p>2 主な計上内容</p> <p>【歳入】</p> <p>(1) 後期高齢者医療保険料 [8,084千円]</p> <p>ア 事業説明 保険料収入の増額見込みに伴い、増額補正を行うもの。</p> <p>(2) 一般会計繰入金 [△2,776千円]</p> <p>ア 事業説明 保険基盤安定負担金の実績見込みに伴い、繰入金の減額補正を行うもの。</p> <p>【歳出】</p> <p>(1) 後期高齢者医療広域連合納付金 [5,308千円]</p> <p>ア 事業説明 保険料収入の増額見込み及び、保険基盤安定負担金の実績見込みに伴い、負担金の増額補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 後期高齢者医療広域連合納付金 [5,308千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 後期高齢者医療保険料 [8,084千円] (イ) 一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金) [△2,776千円]</p>												
補足事項												

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	農林水産課	種別	予算						
議案番号	議案第26号	議案名	令和7年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第2号)									
目的	発電実績見込による歳入減額、歳出実績見込による減額、修繕積立基金の増額を行うもの。											
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,250</td> <td>△1,471</td> <td>24,779</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	26,250	△1,471	24,779
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
26,250	△1,471	24,779										
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 電気事業費用[△5,036千円]</p> <p>ア 事業説明            発電実績見込による歳入の減額、基金利息の増額、歳出実績見込による減額分を修繕積立基金に充てるもの。</p> <p>イ 経費            (ア) 旅費[△13千円]            (イ) 需用費[△1,196千円]            (ウ) 委託料[△795千円]            (エ) 積立金[△2,647千円]            (オ) 公課費[△385千円]</p> <p>ウ 財源            (ア) 電力料[△5,126千円]            (イ) 預金利息[90千円]</p> <p>(2) 予備費[3,565千円]</p> <p>ア 事業説明            令和8年度の東伯地区土地改良区連合運営補助金を計上するため、増額を行うもの。</p> <p>イ 財源            電力料[3,565千円]</p>												
補足事項												

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第27号	議案名	令和8年度琴浦町一般会計予算			
目的	令和8年度の一般会計当初予算へ各種事業経費を計上するもの。					
内 容	1. 予算額 [単位：千円]					
		本年度予算額	前年度予算額	比較	前年比増減率	
		14,853,000	13,164,000	1,689,000	+12.8%	
	2. 歳入の主な計上内容					
		(1) 町税	1,772,690千円 (+10,106千円、+0.3%)			
		ア 町民税個人(現年)	612,652千円 (+3,401千円、+0.6%)			
		イ 固定資産税(現年)	890,634千円 (+2,771千円、+0.3%)			
		ウ 町たばこ税(現年)	102,023千円 (+12,059千円、+13.4%)			
		(2) 地方譲与税	119,112千円 (△1,444千円、△1.2%)			
		(3) 地方消費税交付金	494,301千円 (+64,523千円、+15.0%)			
	(4) 地方特例交付金	29,830千円 (+18,571千円、+164.9%)				
	(5) 地方交付税	4,790,000千円 (+210,000千円、+4.6%)				
	ア 普通交付税	4,500,000千円 (+200,000千円、+4.7%)				
	イ 特別交付税	290,000千円 (+10,000千円、+3.6%)				
	(6) 国庫支出金	1,608,308千円 (+64,023千円、+4.1%)				
	ア 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	128,513千円(+128,513千円、皆増)				
	イ 社会資本整備交付金	208,116千円(+105,713千円、+102.2%)				
	ウ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	25,300千円(△81,011千円、△76.2%)				
	エ 地域経済循環創造事業交付金	0千円(△33,333千円、皆減)				
	オ デジタル基盤改革支援補助金	70,708千円(△21,011千円、△21.9%)				

(7) 県支出金	1,105,791 千円 (△3,513 千円、△0.5%)
ア 鳥取梨生産振興事業費補助金	23,850 千円 (△22,724 千円、△48.8%)
イ 市町村学校給食費軽減交付金	41,756 千円 (+41,756 千円、皆増)
ウ 国土地籍調査事業費補助金	49,915 千円 (+24,825 千円、+98.9%)
エ 主要園芸品目生産振興事業費補助金	16,144 千円 (+16,144 千円、皆増)
オ 公立学校情報機器整備事業費補助金	0 千円 (△48,546 千円、皆減)
(8) 寄附金	409,312 千円 (+1,501 千円、+0.4%)
(9) 繰入金	1,159,410 千円 (+140,737 千円、+13.8%)
ア 基金繰入金	1,144,217 千円 (+144,280 千円、+14.4%)
① 財政調整基金繰入金	442,000 千円 (△35,000 千円、△7.3%)
② 公共施設等建設基金繰入金	268,500 千円 (+266,500 千円、+13325%)
③ ふるさと未来夢基金繰入金	330,000 千円 (△18,131 千円、△5.2%)
④ 減債基金繰入金	77,000 千円 (+77,000 千円、皆増)
イ 特別会計繰入金	16,193 千円 (△2,543 千円、△13.6%)
(10) 町債	2,789,400 千円 (+1,324,100 千円、+90.4%)
ア 地域総合整備資金貸付事業債	1,999,000 千円 (+1,789,000 千円、+851.9%)
イ 過疎対策事業債	528,100 千円 (△281,700 千円、△34.8%)
ウ 緊急自然災害防止対策事業債	158,500 千円 (△196,500 千円、△55.4%)
エ 公営住宅建設事業債	50,000 千円 (+50,000 千円、皆増)
オ 緊急防災・減災事業債	34,700 千円 (+3,000 千円、+9.7%)
3. 歳出の主な計上内容(款ごと)	
(1) 議会費	105,157 千円 (+8,604 千円、+8.9%)
ア 議員人件費	75,642 千円 (+3,570 千円、+5.0%)
イ 町議会運営一般	14,089 千円 (+4,019 千円、+39.9%)

(2) 総務費	2,266,197 千円(△604,710 千円、△20.1%)
ア ふるさと納税	607,362 千円(+3,609 千円、+0.6%)
イ 電算管理(総合行政システム)	172,971 千円(△60,585 千円、△25.9%)
ウ 地域交通対策事業	113,771 千円(+1,151 千円、+1.0%)
エ 光ケーブル施設維持	49,881 千円(△3,440 千円、△6.5%)
オ 防災行政無線システム維持管理	2,817 千円(△324,171 千円、△99.1%)
(3) 民生費	3,658,426 千円(+194,326 千円、+5.6%)
ア 障がい者自立支援給付費	560,787 千円(+19,390 千円、+3.6%)
イ 後期高齢者医療事務	399,120 千円(+22,044 千円、+5.8%)
ウ 児童手当支給事業	377,132 千円(+26,610 千円、+8.6%)
エ 介護保険事業	334,841 千円(+2,393 千円、+0.7%)
オ 生活保護扶助事業	174,497 千円(+30,157 千円、+20.9%)
(4) 衛生費	818,785 千円(+177,005 千円、+5.5%)
ア じん芥処理事業	278,241 千円(+26,377 千円、+10.5%)
イ 脱炭素先行地域計画事業	128,513 千円(+128,513 千円、皆増)
ウ 予防接種	71,347 千円(△20,201 千円、△22.1%)
エ 健康診査	40,642 千円(+478 千円、+1.2%)
オ エコライフサイクル確立事業	40,277 千円(+12,662 千円、+45.9%)
(5) 農林水産業費	1,005,806 千円(△227,717 千円、△18.5%)
ア 日本型直接支払交付金事業	159,392 千円(△2,177 千円、△1.3%)
イ 農業集落排水事業繰出金	152,534 千円(△18,684 千円、△10.9%)
ウ 土地改良事業の推進	91,539 千円(+1,146 千円、+1.3%)
エ 野菜振興対策事業	70,099 千円(+36,773 千円、+110.3%)
オ 国土地籍調査事業	58,443 千円(+25,175 千円、+75.7%)
(6) 商工費	2,178,165 千円(+1,785,448 千円、+454.6%)
ア 商工業の振興	2,026,158 千円(+1,797,846 千円、+787.5%)
イ 道の駅ポート赤碕運営管理	28,991 千円(+26,061 千円、+889.5%)
ウ 観光振興事業	28,237 千円(+9,359 千円、+49.6%)

(7) 土木費	1,305,496千円(+204,066千円、+18.5%)
ア 公共下水道事業繰出金	458,860千円(+37,795千円、+9.0%)
イ 町道等改良整備事業	275,769千円(△71,889千円、△20.7%)
ウ 住宅管理事業	215,983千円(+180,296千円、+505.2%)
エ 除雪対策事業	69,528千円(+32,781千円、+89.2%)
オ 防災減災浸水被害防止対策事業	56,800千円(△33,200千円、△36.9%)
(8) 消防費	652,899千円(+289,387千円、+79.6%)
ア 非常備消防事務経費	346,858千円(+255,214千円、+278.5%)
イ 常備消防費	283,980千円(+32,805千円、+13.1%)
(9) 教育費	1,311,046千円(△160,640千円、△10.9%)
ア 学校給食事業	228,021千円(+43,775千円、+23.8%)
イ 生涯学習センター管理費	172,261千円(+128,846千円、+296.8%)
ウ 一般経常経費(小学校)	114,163千円(+45,824千円、+67.1%)
エ 一般経常経費(中学校)	47,322千円(△33,209千円、△41.2%)
オ 東伯総合公園改修事業	49,711千円(△308,099千円、△86.1%)
(10) 公債費	1,530,168千円(+23,301千円、+1.5%)
ア 起債償還元金	1,404,346千円(△14,209千円、△1.0%)
イ 起債償還利子・一時借入金利子	125,882千円(+37,510千円、+42.5%)

#### 4. 主な事業

##### (1) 総務課

##### ア 職員のメンタルヘルス事業 [300千円] 【拡充】

###### ① 事業説明

職員が持てる能力を発揮できる職場環境を実現するためメンタルヘルスケアを充実する。新規採用者・異動者・昇任者を対象に個別に保健師と面談する機会を儲け、メンタルヘルス不調の早期発見に務める。

###### ② 経費

メンタルヘルス保健師委託料 [300千円]

###### ③ 財源

一般財源 [300円]

イ 職員研修 [5,593 千円] 【拡充】

① 事業説明

韓国麟蹄郡へ職員を短期派遣するほか、階層別研修、コンプライアンスチェック、接遇などテーマ別研修を実施し、職員の能力向上を図ることにより町行政を推進する。

② 経費

報償費 [200 千円]

旅費 [2,162 千円]

事務費（需用費・委託料・負担金等） [3,231 千円]

③ 財源

一般財源 [5,106 千円]

市町村職員研修助成金 [487 千円]

ウ 部落自治振興 [40,537 千円] 【継続】

① 事業説明

部落自治振興交付金により、防災活動、除雪、集会施設の不動産登記手数料など、各種支援を幅広く実施する。国の物価高騰対応重点支援交付金を活用した「集会施設LED化事業補助金」により、自治会の照明LED化を支援し、省エネを推進する。（令和9年度までの3ヶ年事業の2年目）

② 経費

部落自治振興交付金 [23,165 千円]

集会施設LED化事業補助金 [5,000 千円]

小型除雪機等購入支援事業補助金 [1,000 千円]

コミュニティ助成事業補助金 [11,100 千円]

町区長会補助金 [272 千円]

② 財源

国庫支出金 [5,000 千円]

町債 [14,500 千円]

コミュニティ助成事業交付金 [11,100 千円]

ふるさと未来夢基金繰入金 [3,500 千円]

一般財源 [6,437 千円]

エ 住民情報システム標準化対応 [121,446 千円] 【継続】

① 事業説明

国がすすめる主要20業務について国標準仕様に準拠した新システムへ移行する。（令和8年8月移行予定）

② 経費

	<p>総合行政システム標準化対応委託料 [48,648 千円]  総合行政システム標準化ガバメントクラウド使用料 [72,798 千円]</p> <p>③ 財源  国庫支出金 [70,708 千円]  一般財源 [50,738 千円]</p> <p>オ 公共施設のスマートロックシステム導入 [14,052 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明  運用中の公共施設予約システムと連動するスマートロックを導入し、施設利用者の鍵の受取、返却の効率化を図る。</p> <p>② 経費  公共施設のスマートロック構築業務委託料 [14,052 千円]</p> <p>③ 財源  国庫支出金 [6,841 千円]  一般財源 [7,211 千円]</p> <p>カ 普通財産の解体 [9,548 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明  旧安田地区公民館、旧安田保育園及び旧安田小学校プール解体に向けて工事の設計を行う。</p> <p>② 経費  普通財産解体工事設計委託料 [9,548 千円]</p> <p>③ 財源  町債 [8,500 千円]  一般財源 [1,048 千円]</p> <p>キ ハザードマップの改定 [4,290 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明  ハザードマップを6年ぶりに改定し、土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域、防災気象情報の変更を行う。</p> <p>② 経費  ハザードマップ作成委託料 [4,290 千円]</p> <p>③ 財源  国庫支出金 [715 千円]  一般財源 [3,575 千円]</p> <p>ク 消防団機能強化 [36,390 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明</p>
--	---

導入から20年以上経過した消防ポンプ自動車(第7分団、赤碕)を1台更新し、地域消防力を強化する。

② 経費

備品購入費 [36,390 千円]

③ 財源

町債 [34,700 千円]

一般財源 [1,690 千円]

ケ 東桜ヶ丘ブロック塀撤去新設事業 [268,518 千円] **【新規】**

② 事業説明

家畜改良センター鳥取牧場と東桜ヶ丘集落の間に設置されている危険ブロックを撤去し、フェンスを新設する。

③ 経費

東桜ヶ丘ブロック塀撤去新設工事 [250,000 千円]

東桜ヶ丘ブロック塀工事家屋事前調査業務委託料 [10,818 千円]

支障木移植工事 [7,700 千円]

④ 財源

公共施設等建設基金繰入金 [268,500 千円]

一般財源 [18 千円]

(2) 町民生活課

ア 脱炭素先行地域計画事業 [128,513 千円] **【継続】**

① 事業説明

脱炭素先行地域(倉吉市・北栄町・琴浦町)として東大山グリーンエネルギー地域振興公社が取り組む営農型太陽光発電設備などの構築を支援し、2050年のカーボンニュートラル実現を加速させる。

② 経費

脱炭素先行地域事業推進補助金 [124,293 千円]

脱炭素先行地域計画推進委託料 [4,220 千円]

③ ウ 財源

国庫支出金 [128,513 千円]

イ クリーンエネルギー等導入推進事業 [5,980 千円] **【拡充】**

① 事業説明

クリーンエネルギー等導入推進事業費補助金の補助率及び上限額を拡充し、脱炭素先行地域として町民の設備導入を強力に支

	<p>援する。</p> <p>② 経費 クリーンエネルギー等導入推進事業補助金 [5,980 千円]</p> <p>③ 財源 県支出金 [2,990 千円] 一般財源 [2,990 千円]</p> <p>ウ 資源循環モデルの構築（GX 推進） [8,891 千円] <b>【拡充】</b></p> <p>① 事業説明 地域資源である家畜排せつ物や動植物性残さ等の有効活用（アップサイクル）を図るため、前年度の検討結果に基づき、社会実装に向けた新たな資源循環モデルを構築する。</p> <p>② 経費 地域活性化起業人派遣委託料 [6,100 千円] 資源循環試験商品作成・成分調査委託料 [2,000 千円] 旅費 [791 千円]</p> <p>③ 財源 ふるさと未来夢基金繰入金 [1,800 千円] 一般財源 [7,091 千円] ※特別交付税 6,100 千円</p> <p>エ デコ活宣言の推進（環境保全） [990 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明 県内自治体に先駆けて「デコ活宣言」を行い、脱炭素につながる町民の行動変容やライフスタイル転換を強力に後押しする。</p> <p>② 経費 報償費 [960 千円] 旅費 [30 千円]</p> <p>③ 財源 県支出金 [300 千円] ふるさと未来夢基金繰入金 [300 千円] 一般財源 [390 千円]</p> <p>オ じん芥処理（ごみ分別AIアプリ導入） [743 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明 AI 技術を活用した「ごみ分別アプリ（町公式LINE 内）」を導入する。文字検索や画像認識により、住民が簡単かつ正確に分別方法を確認できる環境を整備する。</p> <p>② 経費</p>
--	---

	<p>ごみ分別A I アプリ導入委託料 [325 千円]  ごみ分別A I アプリ使用料 [418 千円]</p> <p>③ 財源  ふるさと未来夢基金繰入金 [700 千円]  一般財源 [43 千円]</p> <p>カ コンビニ交付手数料の減額（期間限定 100 円）[182 千円] <b>【拡充】</b></p> <p>① 事業説明  マイナンバーカード更新時期の到来に伴う窓口混雑を緩和するため、コンビニ交付手数料を期間限定で一律 100 円に減額する。身近なコンビニでの証明書取得を促進し、コンビニ交付の利便性の浸透や、窓口の待ち時間短縮を図る。</p> <p>② 経費  コンビニ証明発行システム改修業務委託料 [182 千円]</p> <p>③ 財源  一般財源 [182 千円]</p> <p>キ 戸籍住民登録事務（書かない窓口の推進）[2,772 千円] <b>【拡充】</b></p> <p>① 事業説明  窓口 DXSaaS により導入した顔認証装置について、「申請書作成システム」を新たに搭載し、窓口申請書類に氏名や住所等が自動転記できるよう機能を拡充することで、町民の記入負担を軽減する。</p> <p>② 経費  備品購入費 [2,727 千円]</p> <p>③ 財源  国庫支出金 [1,386 千円]  一般財源 [1,386 千円]</p> <p>(3) 企画政策課</p> <p>ア ワイナリーオープンを好機とし特産品の PR [8,850 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明  琴浦産ぶどうによるワイン生産に取り組む民間事業者が整備するワイナリーオープンを機に、ワインを含めた地域特産品の PR に取り組む。外部専門家のサポートを受け「ワインのまち」としてブランディングを推進するとともに、琴浦町の特産品を紹介する PR 動画の作成や新聞広告等を活用し、効率的な情報発信を進める。</p>
--	---

	<p>② 経費  外部専門家による地域活性化事業サポート業務委託料 [3,000 千円]  ワイナリー観光案内看板設置工事 [3,500 千円]  広告料 [550 千円]  動画作成委託料 [300 千円]  その他（印刷製本費・使用料・消耗品費など） [1,500 千円]</p> <p>③ 財源  国庫支出金 [4,425 千円]  一般財源 [4,425 千円]</p> <p>イ 醸造用ぶどう産地の形成と規模拡大 [8,000 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明  耕作放棄地の再生・活用を図るため、補助金を交付し醸造用ぶどうの産地形成と規模拡大を推進する。また、民間専門家による栽培コンサルティングを導入し、高品質な醸造用ぶどうの増産と安定生産を目指す。</p> <p>② 経費  醸造用ぶどう栽培に係る耕作放棄地再生補助金 [3,000 千円]  栽培コンサルティング業務委託料 [5,000 千円]</p> <p>③ 財源  国庫支出金 [4,000 千円]  一般財源 [4,000 千円]</p> <p>ウ 地域最適化の推進 [180 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明  鳥取大学との連携事業により、急速な少子化に対応し、最新のデータに基づく人口推計を作成する。  人口推計に基づき、地域の資源、文化、環境などの実情に合わせ、持続可能で効率的な社会基盤の再構築に向け、地域の適正化に取り組む担当を設ける。また、庁内に本部会議を設置し全庁体制で検討を進める。</p> <p>② 経費  報償費 [180 千円]</p> <p>③ 財源  一般財源 [180 千円]</p> <p>エ 麟蹄郡行政団の受入 [350 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明</p>
--	--

麟蹄郡との更なる交流の発展や相互協力を強化していくため、職員研修の一環として、相互派遣を実施する。麟蹄郡行政団を受入、今後の交流発展と相互協力に向けた意見交換等を行う。

- ② 経費
  - 報償費（翻訳・通訳等） [120 千円]
  - 食糧費 [110 千円]
  - その他（記念品・借上料・使用料） [120 千円]
- ③ 財源
  - 一般財源 [350 千円]

オ 持続可能な地域交通の確保 [13,000 千円] **【新規】**

- ① 事業説明
  - 老朽化したバス車両 1 台を更新し、地域交通を確保する。
- ② 経費
  - 備品購入費 [13,000 千円]
- ③ 財源
  - 一般財源 [13,000 千円]

カ おかえりコトウラ！Uターン応援金 [2,000 千円] **【新規】**

- ① 事業説明
  - 県外から U ターンする若者・子育て世帯の実家改修費用を助成し、U ターンのきっかけと環境づくりを支援する。
- ② 経費
  - おかえりコトウラ！U ターン応援金 [2,000 千円]
- ③ 財源
  - 県支出金 [1,000 千円]
  - 一般財源 [1,000 千円]

キ コトウラ ファンサポーターの交流 [723 千円] **【拡充】**

- ① 事業説明
  - 関係人口として積極的に琴浦町に関わる「コトウラ ファンサポーター」により交流イベントを開催するなど、交流から生まれる企画等により、新たな関係人口を広げていく。また、デジタル名刺の活用により、琴浦町の PR を行う。
- ② 経費
  - ふるさと住民票負担金 [55 千円]
  - デジタル名刺作成費（印刷製本費・委託料など） [668 千円]
- ③ 財源

県支出金 [361 千円]

一般財源 [362 千円]

ク 地域おこし協力隊による地域の活性化 [19,402 千円] **【新規】**

① 事業説明

地域おこし協力隊の制度を活用し、ワインを含めた地域特産品のPR活動、空き家リノベーション等による空き家利活用及び空き家対策をを行い地域の活性化を図る。

② 経費

活動費 [11,044 千円]

人件費 [8,358 千円]

③ 財源

一般財源 [19,402 千円] ※特別交付税

(4) 商工観光課

ア サイクルステーションのオープンイベント [1,500 千円] **【新規】**

① 事業説明

「旧韓国物産館」を、サイクリングの休憩・点検場所、レンタサイクルを行う施設としてオープンする。海側の観光拠点として情報発信を強化し、通過型から滞在型への転換を図る。

② 経費

日韓友好資料館サイクルステーションアドバイザー報償金 [2,400 千円]

日韓友好資料館サイクルステーションイベント実施委託料 [1,100 千円]

③ 財源

国庫支出金 [750 千円]

一般財源 [750 千円]

イ 地域おこし協力隊員による観光PR [5,528 千円] **【新規】**

① 事業説明

サイクルステーションで従事する協力隊員を1名配置し、町観光協会や地域と連携し、海側観光をPRする。

② 経費

活動費 [1,387 千円]

人件費 [4,141 千円]

③ 財源

一般財源 [5,528 千円] ※特別交付税

ウ 赤碕町漁協直売センターの土地購入 [7,095 千円] **【新規】**

- ① 事業説明  
赤碕町漁協の経営改善支援策として、また、ポート赤碕内の土地の管理を町がまとめ、将来の大規模改修や公共の利用をスムーズにするため、赤碕町漁協直売センターの土地を購入する。
- ② 経費  
土地購入費 [7,095 千円]
- ③ 財源  
一般財源 [7,095 千円]

エ 道の駅ポート赤碕高压受電設備更新事業 [29,447 千円 (継続費)]  
【新規】(令和8年度:17,739 千円、令和9年度11,708 千円)

- ① 事業説明  
道の駅ポート赤碕物産館の高压受電設備は、耐用年数が過ぎ、塩害による内部の腐食も進んでいるため、更新工事を行う。
- ② 経費  
道の駅ポート赤碕高压受電設備更新工事設計監理業務委託料 [704 千円]  
道の駅ポート赤碕高压受電設備更新工事 [17,035 千円]
- ③ 財源  
町債 [17,700 千円]  
一般財源 [39 千円]

オ 中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援 [9,000 千円] 【新規】  
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)

- ① 事業説明  
エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者の支援及び省エネルギー対策促進を図るため、町内事業者が行う省エネエアコン及びLED照明の導入に要する経費の一部を支援する。
- ② 経費  
中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援補助金 [9,000 千円]
- ③ 財源  
国庫支出金 [9,000 千円]

カ 早期再就職支援助成金 [4,300 千円] 【新規】

- ① 事業説明  
鳥取部品の工場閉鎖に伴う離職者の早期再就職に向け、受入事業者を支援する。

- ② 経費  
早期再就職支援助成金 [4,300 千円]
- ③ 財源  
一般財源 [4,300 千円]

キ ふるさと融資と融資に係る保証料の支援[2,000,050 千円] **【新規】**

- ① 事業説明  
アイスクリーム工場を建設するための財源として、長期の無利子資金を融資する。ワイナリー事業が軌道に乗るまでの5年間、ふるさと融資保証料を補助する。
- ② 経費  
地域総合整備資金貸付金（ふるさと融資） [1,999,000 千円]  
地域総合整備資金貸付補償料補助金 [1,050 千円]
- ③ 財源  
町債 [1,999,000 千円]  
一般財源 [1,050 千円]

(5) 税務課

ア 住宅新築資金等債務整理事業 [7,096 千円] **【継続】**

- ① 事業説明  
住宅新築資金等貸付金債権の回収のため、法令に則り強制執行等を実施し債務整理する。
- ② 経費  
弁護士委託料 [5,000 千円]  
予納金 [2,000 千円]  
事務費（消耗品費・通信運搬費・手数料など） [96 千円]
- ③ 財源  
県支出金 [4,912 千円]  
一般財源 [2,184 千円]

イ 国土地籍調査事業 [58,443 千円] **【継続】**

- ① 事業説明  
実施個所を1カ所増加し、3カ所調査する。1カ所については、新手法の航空レーザ測量データを活用した地籍調査を実施し、進捗を図る。
- ② 経費  
地籍調査業務委託料 [54,475 千円]  
推進員立会報償費 [406 千円]

	<p>事務費（消耗品費・通信運搬費・保険料など） [3,562 千円]</p> <p>③ 財源          県支出金 [43,140 千円]          一般財源 [15,303 千円]</p> <p>(6) 農林水産課</p> <p>ア 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 [26,274 千円] <b>【継続】</b></p> <p>① 事業説明          高収益野菜等のハウス栽培品目の生産拡大を図るため、鳥取県が開発した鳥取型低コストハウス（すいかハウス 13 棟）の導入を支援する。</p> <p>② 経費          鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業補助金 [26,274 千円]</p> <p>③ 財源          県支出金 [21,894 千円]          一般財源 [4,380 千円]</p> <p>イ 主要園芸品目生産振興事業 [24,308 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明          ブロッコリー、ミニトマト、白ネギなど主要園芸品目の品質向上、生産拡大のための機械や設備導入を支援する。</p> <p>② 経費          主要園芸品目生産振興事業費補助金 [24,308 千円]</p> <p>③ 財源          県支出金 [16,144 千円]          一般財源 [8,164 千円]</p> <p>ウ 畜産経営第三者継承事業 [2,595 千円] <b>【継続】</b></p> <p>① 事業説明          第三者継承に取り組む和牛肥育の新規就農者の就農時及び就農から 5 年以内に必要な機械、施設整備及びリース料を助成する。</p> <p>② 経費          畜産経営第三者継承事業補助金 [2,595 千円]</p> <p>③ 財源          県支出金 [1,730 千円]</p>
--	--

一般財源 [865 千円]

エ 自給飼料生産緊急支援事業 [3,300 千円] **【継続】**

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)

① 事業説明

酪農経営の維持と農地の活用及び環境保全を図るため、物価高騰に伴う自給飼料を生産する酪農家が自ら生産する飼料作物の種子代の一部を緊急支援し、負担の軽減を図る。

② 経費

自給飼料生産緊急支援事業補助金 [3,300 千円]

③ 財源

国庫支出金 [3,000 千円]

一般財源 [300 千円]

オ 田越・笠見地区浸水対策事業 [48,522 千円] **【継続】**

① 事業説明

田越笠見地区の浸水対策を実施し、農地及び周辺地域の湛水被害の防止する。

② 経費

地盤変動影響調査業務委託料 [8,462 千円]

笠見地区農業用排水路改修工事 [39,060 千円]

補償費 [1,000 千円]

③ 財源

町債 [48,500 千円]

一般財源 [22 千円]

カ がんばる養殖支援事業費補助金 [24,000 千円] **【継続】**

① 事業説明

とっとり琴浦グランサーモンの生産性向上を図るため導入する機器や設備等への支援を行うことにより経営の改善を図る。

② 経費

がんばる養殖支援事業費補助金 [24,000 千円]

③ 財源

県支出金 [16,000 千円]

一般財源 [8,000 千円]

キ 漁業者安全見灯整備事業 [500 千円] **【新規】**

② 事業説明

漁業者の夜間や悪天候時の航行に不可欠な目標物である見灯について、視認性を改善し、維持管理が容易となるような周辺整備について支援を行う。

③ 経費

見灯整備事業補助金 [500 千円]

④ 財源

企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [500 千円]

ク ウニの実入り改善実証補助事業 [500 千円] **【新規】**

① 事業説明

磯焼けの原因の一つであり、これまで駆除してきた大量発生する「痩せウニ」について、漁業者から養殖業者が買い取り、養殖することで身入りを改善させる。廃棄される野菜くずなどの未利用資源も一部活用し、品質やコスト面での実証について支援を行う。

② 経費

ウニの実入り改善実証事業補助金 [500 千円]

③ 財源

企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [500 千円]

(7) すこやか健康課

ア 健診受診率向上にむけた取組み [81 千円] **【新規】**

① 事業説明

3 町（湯梨浜、北栄、琴浦）で連携し、健診受診勧奨動画を TCC で放映するほか、特定年齢（30 歳、40 歳等）を対象に、がん検診未受診者へ個別の受診勧奨を行い、受診率の向上を図る。

② 経費

広告料 [47 千円]

事務費（通信運搬費） [34 千円]

③ 財源

県支出金 [17 千円]

一般財源 [64 千円]

イ 熱中症の予防啓発 [140 千円] **【新規】**

① 事業説明

高齢者を対象とした熱中症予防に向けた講演会を実施する。

② 経費

報償費等 [140 千円]

③ 財源

後期高齢者広域連合一体的実施受託事業収入 [140 千円]

ウ 介護予防サークル活動支援事業（重層的支援体制整備事業）

[2,800 千円] 【拡充】

① 事業説明

介護予防サークル内の一人暮らし高齢者人数に応じた加算を新たに設けることにより、介護予防サークル活動支援事業を強化し、閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促進する。

② 経費

介護予防サークル活動支援委託料 [2,760 千円]

通信運搬費 [40 千円]

③ 財源

国庫支出金 [701 千円]

県支出金 [350 千円]

介護保険特別委会計繰入金 [1,401 千円]

一般財源 [348 千円]

エ 肺炎球菌ワクチンの予防接種 [520 千円] 【拡充】

① 事業説明

65歳を対象とした肺炎球菌予防接種で使用するワクチンについて、国の方針に基づき、従来の「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン」から、より有効性の高い「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」へ変更する。

② 経費

予防接種委託料等 [520 千円]

③ 財源

一般財源 [520 千円]

(8) 福祉あんしん課

ア 重層的支援体制整備事業費 [19,010 千円] 【拡充】

① 事業説明

制度の狭間や複合的な課題に対応するため、①相談支援事業②参加支援事業③地域づくり事業を一体的に実施する。

② 経費

障がい者地域生活支援センター事業委託料 [2,432 千円]

障がい児相談支援事業委託料 [379 千円]

	<p>自立相談支援事業委託料 [6,588 千円]</p> <p>生活困窮者支援のための地域づくり事業補助金 [6,000 千円]</p> <p>参加支援事業報償費 [2,772 千円]</p> <p>事務費 [839 千円]</p> <p>③ 財源</p> <p>国庫支出金 [9,745 千円]</p> <p>県支出金 [901 千円]</p> <p>一般財源 [8,364 千円]</p>
	<p>イ 生活困窮者自立支援事業 [5,918 千円] <b>【拡充】</b></p> <p>① 事業説明</p> <p>生活に困窮している者に対して、自立（経済的・社会的）に向けた包括的な支援を行うために体制を整備する。</p> <p>② 経費</p> <p>家計改善支援事業委託料 [630 千円]</p> <p>住居確保給付金 [132 千円]</p> <p>被保護者健康管理支援事業委託料 [1,228 千円]</p> <p>生活扶助追加給付事務システム改修委託料 [2,695 千円]</p> <p>診療報酬明細書点検等の充実 [176 千円]</p> <p>事務費（時間外勤務手当・消耗品費等） [1,057 千円]</p> <p>③ 財源</p> <p>国支出金 [4,316 千円]</p> <p>一般財源 [1,602 千円]</p>
	<p>ウ 子どもの居場所づくり事業 [1,080 千円] <b>【継続】</b></p> <p>① 事業説明</p> <p>新たに「子どもの居場所づくり」の取組を行う民間団体等の立ち上げを支援し、地域における子どもの居場所づくりの取組の運営継続・拡充を図る。</p> <p>② 経費</p> <p>子どもの居場所づくり事業補助金 [1,080 千円]</p> <p>③ 財源</p> <p>国支出金 [720 千円]</p> <p>一般財源 [360 千円]</p>
	<p>(9) 子育て応援課</p> <p>ア 母子健康管理システムの機能強化 [11,187 千円] <b>【拡充】</b></p> <p>① 事業説明</p>

母子健康管理システムのバージョンアップ（標準化対応）による機能強化により、職員の業務効率化を進め、相談業務や保護者支援体制の充実を図る。

② 経費  
システム改修委託料 [11,187 千円]

③ 財源  
国庫支出金 [3,021 千円]  
一般財源 [8,166 千円]

イ RS ウイルス母子免疫ワクチンの定期接種化 [2,450 千円] 【拡充】

① 事業説明  
予防接種法等の改正に伴い、乳幼児におけるRSウイルス感染症予防のため、妊娠28週から37週未満の妊婦を対象とした予防接種を令和8年度から公費負担で行う。

② 経費  
予防接種委託料等 [2,450 千円]

③ 財源  
ふるさと未来夢基金繰入金 [1,470 千円]  
一般財源 [980 千円]

ウ 児童手当支給事業 [337,132 千円] 【継続】

① 事業説明  
国の「こども未来戦略」に基づき、児童を養育している保護者等に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促す。

② 経費  
児童手当 [337,080 千円]  
事務費（通信運搬費・消耗品費） [52 千円]

③ 財源  
国庫支出金 [270,517 千円]  
県支出金 [33,281 千円]  
一般財源 [33,334 千円]

(10) 建設住宅課

ア 道路改良事業 [275,769 千円] 【継続】

① 事業説明  
町道の歩行者及び通行車両の安全確保、アクセスや道路ストッ

ク効果の向上を図る。

町道駅前八幡線道路改良工事をはじめ継続する通学路の安全対策等の道路改良工事、橋梁修繕工事等を実施する。

② 経費

町道等改良工事 [190,400 千円]

町道橋梁点検業務委託料 [25,000 千円]

その他（橋梁補修調査設計業務委託料等） [60,369 千円]

③ 財源

国庫支出金 [157,685 千円]

町債 [104,100 千円]

一般財源 [13,984 千円]

イ 防災減災浸水被害防止対策事業 [56,800 千円] 【継続】

① 事業説明

豪雨被害防止のため、対策工事を実施する。今年度も引き続き公文地区及び三保・鋤地区の対策工事を行う。

② 経費

三保・鋤地区浸水被害防止対策工事 [25,000 千円]

公文地区浸水被害防止対策工事 [30,800 千円]

補償費 [1,000 千円]

③ 財源

町債 [56,800 千円]

ウ 道路維持管理事業 [32,926 千円] 【継続】

① 事業説明

町道において、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路や道路施設、道路付属物についての維持修繕を行い、道路機能を良好に保つ。

道路や水路の修繕に必要な原材料の支給や機械の借上げ料の助成、また町道に張り出している支障木の伐採経費の一部助成等により、地域活動の促進を図る。

② 経費

浦安駅自由通路LED更新工事 [1,000 千円]

町道修繕等測量設計業務委託料 [350 千円]

道路付属物点検委託料 [4,600 千円]

道路施設等修繕料 [8,000 千円]

道路施設等維持管理費 [17,576 千円]

各種補助金・交付金 [1,400 千円]

- ③ 財源
  - 県支出金 [600 千円]
  - 道路占用料等 [5,500 千円]
  - ふるさと未来夢基金繰入金 [300 千円]
  - 町債 [4,000 千円]
  - 一般財源 [22,526 千円]

エ 赤碕地区水路改修事業 [50,00 千円] 【新規】

- ① 事業説明
 

暗渠排水管の接続不良が原因と考えられる地中の空洞化の解消を図るため、赤碕地区水路改修工事を実施する。
- ② 経費
  - 河川改修工事測量設計業務委託料 [2,000 千円]
  - 移転補償費 [3,000 千円]
  - 河川改修工事 [45,000 千円]
- ③ 財源
  - 町債 [50,00 千円]

オ 除雪対策 [30,500 千円] 【新規】

- ① 事業説明
 

老朽化した除雪車の更新を1台行い、除雪作業の効率化、ならびに道路利用者の安全性向上を図る。
- ② 経費
  - 備品購入費 [30,500 千円]
- ③ 財源
  - 国庫支出金 [20,000 千円]
  - 町債 [10,000 千円]
  - 一般財源 [500 千円]

カ 町営住宅改修事業 [187,680 千円] 【継続】

- ① 事業説明
 

琴浦町町営住宅長寿命化計画に基づき、とうはくハイツ改修工事、槻下団地の給湯器取替工事（1期）を行う。
- ② 経費
  - とうはくハイツ改修工事監理委託料 [4,000 千円]
  - とうはくハイツ改修工事設計単価変更委託料 [560 千円]
  - とうはくハイツ改修工事移転補償金 [2,980 千円]

とうはくハイツ改修工事 [140,000 千円]  
槻下団地給湯器取替工事設計単価変更委託料 [140 千円]  
槻下団地給湯器取替工事 [40,000 千円]

③ 財源

国庫支出金 [92,000 千円]  
町債 [50,000 千円]  
町営住宅使用料[45,611 千円]  
一般財源 [69 千円]

キ 震災に強いまちづくり促進事業補助金 [6,800 千円] 【拡充】

① 事業説明

住宅、建築物、ブロック塀の耐震改修に対して補助金を交付する。居室単位の改修、耐震シェルター、耐震ベッドについても、今年度より補助対象となるよう対象施設を拡充する。

② 経費

震災に強いまちづくり促進事業補助金 [6,800 千円]

③ 財源

国庫支出金 [2,730 千円]  
県支出金 [2,034 千円]  
一般財源 [2,036 千円]

ク 空き家除却事業 [18,813 千円] 【継続】

① 事業説明

危険空き家等の除却を促進させるため、除却に係る経費の一部を助成する。また、所有者の存在しない危険空き家1件について、所有者不存在建物管理人制度を活用した空き家除却を行う。

② 経費

空家除却費用補助金 [10,500 千円]  
予納金（所有者不存在土地建物管理人） [8,313 千円]

③ 財源

国庫支出金 [9,406 千円]  
県支出金 [4,703 千円]  
一般財源 [4,704 千円]

(11) 上下水道課

ア 赤碕地域コミュニティセンター(分庁舎)ZEB 化改修事業 [44,060 千円] 【継続】

① 事業説明

県内初となる改修による Nearly ZEB 化に向け、赤碕地域コミ

ユニティーセンター(分庁舎)の詳細設計等を実施する。(省エネ+創エネにより、エネルギー消費量を基準の25%以下まで削減)。

② 経費

Z E B化詳細設計委託料 [39,502 千円]

Z E B化コミッシュンング業務等委託料[4,558 千円]

③ 財源

国庫支出金 [9,521 千円]

町債 [21,200 千円]

一般財源 [13,339 千円]

(12) 教育総務課

ア 不登校対策の拡充 [22,049 千円] **【拡充】**

① 事業説明

学校内の居場所づくりとして、校内サポート教室を東伯中、赤碕中、浦安小、赤碕小の4校に設置するとともに、教育相談員やスクール・ソーシャル・ワーカーを引き続き配置する。

また、フリースクール利用料に対する助成は、近隣施設の利用料設定状況から上限額を引き上げる。

② 経費

人件費 [19,755 千円]

フリースクール利用料補助金 [2,294 千円]

③ 財源

県支出金 [5,173 千円]

一般財源 [16,876 千円]

イ 安全な学校給食の提供と保護者負担軽減 [135,855 千円] **【拡充】**

① 事業説明

物価高騰に対し1食あたりの単価を見直し、給食の質を確保する。給食費保護者負担額については、国県の交付金等も活用し、小学生は無償、中学生は据置きとする。

給食センター施設設備は令和6年度から年次的に更新を行っており、今年度は冷凍冷蔵庫やコンテナの更新と照明LED化を実施する。

② 経費

学校給食用食材費 [101,726 千円]

学校給食センター照明器具取替工事監理委託料[2,024 千円]

学校給食センター照明器具取替工事 [22,000 千円]

	<p>備品購入費（冷凍冷蔵庫・コンテナなど） [10,105 千円]</p> <p>③ 財源</p> <p>保護者等負担金 [39,765 千円]</p> <p>国庫支出金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金） [8,300 千円]</p> <p>県支出金 [41,756 千円]</p> <p>ふるさと未来夢基金繰入金 [11,000 千円]</p> <p>町債 [34,000 千円]</p> <p>一般財源 [9,334 千円]</p> <p>ウ 小学校環境整備事業 [47,438 千円] <b>【新規】</b></p> <p>① 事業説明</p> <p>小学校のトイレ洋式化工事、照明 LED 化に向けて詳細設計を行うほか、聖郷小学校屋根谷樋取替等工事を行う。</p> <p>② 経費</p> <p>小学校（八橋・浦安・赤碕）トイレ洋式化工事設計監理委託料 [4,389 千円]</p> <p>小学校（八橋・浦安・赤碕）トイレ洋式化工事 [31,543 千円]</p> <p>小学校（八橋・浦安・赤碕）照明器具 LED 化工事設計委託料 [6,402 千円]</p> <p>聖郷小学校屋根谷樋取替等工事設計監理委託料 [1,111 千円]</p> <p>聖郷小学校屋根谷樋取替等工事 [3,993 千円]</p> <p>③ 財源</p> <p>町債 [47,400 千円]</p> <p>一般財源 [38 千円]</p> <p>エ 個に応じた学びや学校生活のサポート [101,245 千円] <b>【拡充】</b></p> <p>① 事業説明</p> <p>学習活動のほか、日本語や学校生活の介助など、個に応じたサポートを行うために、必要な人員を配置する。</p> <p>医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師を派遣する。</p> <p>② 経費</p> <p>人件費 [99,260 千円]</p> <p>訪問看護委託料 [1,985 千円]</p> <p>③ 財源</p> <p>国庫支出金 [661 千円]</p> <p>県支出金 [7,143 千円]</p> <p>ふるさと未来夢基金繰入金 [5,900 千円]</p> <p>一般財源 [93,441 千円]</p>
--	---

オ 10年後の琴浦町教育の在り方を考える [175 千円] 【新規】

① 事業説明

義務教育段階で求められる教育のあり方について、学校や地域などをおとした意見集約を始める。

② 経費

報償費 [175 千円]

③ 財源

一般財源[175 千円]

(13) 社会教育課

ア 生涯学習センターの施設整備 [132, 732 千円] 【新規】

① 事業説明

全館の照明をLEDに改修するほか、空調中央監視装置、稼働椅子制御装置など修繕を行い、利用環境の改善を図る。

② 経費

照明LED化改修工事発注支援監理業務委託料 [4, 889 千円]

照明LED化改修工事 [117, 618 千円]

中央監視装置修繕、稼働椅子制御装置修繕等 [10, 225 千円]

③ 財源

町債 [123, 800 千円]

一般財源 [8, 932 千円]

イ 移動図書館車の導入 [6, 067 千円] 【新規】

① 事業説明

移動図書館車を導入し、広く本を手にする選ぶ楽しさを届け、読書活動を推進する。

② 経費

備品購入費 [5, 712 千円]

諸経費（デザイン料・自動車保険料等） [355 千円]

③ 財源

コミュニティ助成事業交付金 [5, 700 千円]

一般財源 [367 千円]

ウ 旧古布庄保育園改修事業 [18, 920 千円] 【新規】

① 事業説明

旧古布庄保育園を地域の活動拠点に整備するための詳細設計を行う。

② 経費

旧古布庄保育園改修工事詳細設計委託料 [18,920 千円]

③ 財源

国庫支出金 [9,460 千円]

町債 [9,400 千円]

一般財源 [60 千円]

エ 東伯総合公園改修事業 [40,986 千円] 【新規】

① 事業説明

老朽化した給排水設備の上水道・下水道への接続工事を行う。

② 経費

東伯総合公園給水管路設計業務委託料 [5,423 千円]

東伯総合公園給排水管路布設工事 [35,563 千円]

③ 財源

国庫支出金 [20,493 千円]

町債 [20,400 千円]

一般財源 [93 千円]

(14) 人権・同和教育課

ア ことうら人権まなびの集い [259 千円] 【継続】

① 事業説明

② 一人ひとりの違いを認め合い、共に生きる社会の実現に向け、様々な人権について考えてもらうため、「ことうら人権まなびの集い」を開催する。

③ 経費

講師謝金・事務費（謝金、消耗品費等） [259 千円]

④ 財源

県支出金 [186 千円]

一般財源 [73 千円]

イ 人権・同和教育部落懇談会 [378 千円] 【継続】

① 事業説明

地域における人権意識の高揚を図り、あらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを町民と町が協働して懇談会を開催する。

② 経費

時間外勤務手当・報償金 [378 千円]

③ 財源

一般財源 [378 千円]

ウ 町人権・同和教育推進協議会による人権啓発事業の推進

[450 千円] 【継続】

① 事業説明

様々な人権課題をテーマに講演会等の人権啓発事業を実施し、  
会員及び町民全般が人権について考え、学ぶため講演会を開催  
する。

② 経費

講師謝金 [450 千円]

③ 財源

一般財源 [450 千円]

エ 住民意識調査の実施 [967 千円] 【新規】

① 事業説明

人権・同和教育の取組みと成果と課題を明らかにし、今後のよ  
り効果的な人権・同和教育の推進を図るため住民意識調査を実  
施する。

② 経費

報償金 [350 千円]

事務費（通信運搬費・消耗品等） [617 千円]

③ 財源

一般財源 [967 千円]

オ 隣保館の運営（東伯隣保館・赤碕隣保館） [7,261 千円] 【継続】

① 事業説明

あらゆる人権課題の解消、地域福祉の向上、人権啓発のための  
住民交流の拠点、住民の身近な相談窓口としての役割を担う。

② 経費

活動費（人権まなびの講座、部落解放文化祭、学習支援等）

[1,824 千円]

環境整備費 [1,519 千円]

維持管理費等 [3,918 千円]

③ 財源

県支出金 [5,022 千円]

町債 [350 千円]

使用料 [87 千円]

一般財源 [1,802 千円]

カ 児童館の運営（東伯児童館・赤碕児童館） [13,177 千円] 【継続】

	<p>① 事業説明  児童が心身ともに健やかに成長するために安心・安全な居場所づくりや遊びの提供、親子のふれあいや地域住民との関わりの中での、子どもたちの自尊感情の育成と豊かな人間形成を行う。</p> <p>② 経費  活動費（お話会、工作活動、じどうかんまつり等） [291 千円]  環境整備費 [11,460 千円]  維持管理費等 [1,426 千円]</p> <p>③ 財源  国庫支出金 [3,515 千円]  町債 [7,550 千円]  使用料 [20 千円]  一般財源 [2,092 千円]</p>
補足事項	

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第28号	議案名	令和8年度琴浦町国民健康保険特別会計予算		
目的	令和8年度琴浦町国民健康保険特別会計予算を計上するもの。				
内 容	1 予算額 [単位：千円]				
	本年度予算額		前年度予算額		比較
	1,863,324		1,834,613		28,711
	2 主な計上内容				
	(1) 総務費 [24,291千円]				
	ア 事業説明				
	職員給与等、事務費、国保連合会負担金、運営協議会費他				
	イ 経費				
	(ア) 総務管理費・徴収費 [24,245千円]				
	(イ) 運営協議会費 [46千円]				
	ウ 財源				
	(ア) 県支出金(特別交付金) [647千円]				
	(イ) 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金) [23,644千円]				
	(2) 保険給付費 [1,329,528千円]				
	ア 事業説明				
	被保険者への保険給付に充てるもの。				
	イ 経費				
	(ア) 療養給付費 [1,140,676千円]				
	(イ) 療養費 [4,627千円]				
	(ウ) 審査支払手数料 [3,656千円]				
	(エ) 高額療養費 [178,159千円]				
	(オ) 移送費 [10千円]				
	(カ) 出産育児諸費(3件) [1,500千円]				
	(キ) 葬諸費(30件) [600千円]				
	(ク) 高額介護合算療養費 [300千円]				
	ウ 財源				
	(ア) 県支出金(普通交付金) [1,327,001千円]				
	(イ) 雑入(返納金等) [400千円]				
	(ウ) 一般財源(国保税等) [2,127千円]				

	<p>(3) 国民健康保険事業費納付金 [484,666 千円]</p> <p>ア 事業説明      保険者給付費等交付金の財源として、県に納付するもの。      国の制度改正に伴い、子ども・子育て支援納付金分を新設。</p> <p>イ 経費      (ア) 医療給付費分 [319,051 千円]      (イ) 後期高齢者支援金等分 [115,886 千円]      (ウ) 介護納付金分 [38,589 千円]      (エ) 子ども・子育て支援納付金分 [11,140 千円] 【新規】</p> <p>ウ 財源      (ア) 県支出金等 [9,051 千円]      (イ) 一般会計繰入金等(保険基盤安定繰入金等) [110,080 千円]      (ウ) 基金繰入金(国保財政調整基金) [25,843 千円]      (エ) 諸収入等(国保税延滞金等) [2,503 千円]      (オ) 一般財源(国保税等) [337,189 千円]</p> <p>(4) 保健事業費 [17,235 千円]</p> <p>ア 事業説明      特定健診・特定保健指導、人間ドック、その他医療費適正化事業</p> <p>イ 経費      (ア) 特定健診・特定保健指導 [11,707 千円]      (イ) 人間ドック事業費 [3,082 千円]      (ウ) 医療費適正化事業 [2,446 千円]</p> <p>ウ 財源      (ア) 県支出金(特別交付金) [6,886 千円]      (イ) 一般財源(国保税等) [10,349 千円]</p> <p>(5) 諸支出金等 [7,604 千円]</p> <p>ア 事業説明      国保税還付金、還付加算金及び予備費等</p> <p>イ 経費      (ア) 国保税還付金、還付加算金等 [2,604 千円]      (イ) 予備費 [5,000 千円]</p> <p>ウ 財源      (ア) 国庫支出金 [1 千円]      (イ) 諸収入等(基金利子等) [2 千円]      (ウ) 一般財源(国保税等) [7,601 千円]</p>
補足事項	令和7年度末基金残高(見込) 130,581 千円

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第29号	議案名	令和8年度琴浦町介護保険特別会計予算		
目的	令和8年度琴浦町介護保険特別会計予算を計上するもの。				
内 容	1 予算額 [単位：千円]				
	本年度予算額		前年度予算額		比較
	2,288,392		2,252,809		35,583
内 容	2 主な計上内容				
	(1) 総務費 [36,031千円]、保険給付費 [2,145,652千円] 地域支援事業費 [94,250千円]、諸支出金等 [12,459千円]				
	ア 事業説明				
	介護保険事業執行のための人件費、給付費、事業費等				
	イ 経費				
	(ア) 総務管理費等 [36,031千円]				
	(イ) 介護・予防サービス等 [2,145,652千円]				
	(ウ) 地域支援事業費等 [94,250千円]				
	(エ) 一般会計繰出金等 [12,459千円]				
	ウ 財源				
	(ア) 介護保険料 [417,666千円]				
	(イ) 国庫支出金 [582,265千円]				
	(ウ) 支払基金交付金 [601,886千円]				
	(エ) 県支出金 [318,964千円]				
	(オ) 繰入金 [360,563千円]				
	(カ) 諸収入等 [7,048千円]				
補足事項	令和7年度基金残高 (見込) 461,836千円				

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第30号	議案名	令和8年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算								
目的	令和8年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算を計上するもの。										
内 容	<p>1 予算額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370,054</td> <td>317,829</td> <td>52,225</td> </tr> </tbody> </table>					本年度予算額	前年度予算額	比較	370,054	317,829	52,225
	本年度予算額	前年度予算額	比較								
370,054	317,829	52,225									
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 総務費等 [2,414千円]</p> <p>ア 事業説明 被保険者証定期更新等にかかる通信運搬費及び過年度の保険料還付等を行うもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 通信運搬費等(被保険証定期更新他) [1,889千円] (イ) 保険料還付金等 [525千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 一般会計繰入金(事務費繰入金) [1,889千円] (イ) 保険料還付金等(後期高齢者医療広域連合) [525千円]</p> <p>(2) 後期高齢者医療広域連合納付金 [367,640千円]</p> <p>ア 事業説明 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料及び低所得者への保険料軽減額を負担金として、広域連合に納付するもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 保険料等負担金 [278,619千円] (イ) 基盤安定負担金 [89,021千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 後期高齢者医療保険料 [278,619千円] (イ) 一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金) [89,021千円]</p>											
補足事項											

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	農林水産課	種別	予算					
議案番号	議案第31号	議案名	令和8年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算							
目的	令和8年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算を計上するもの。									
内 容	1 予算額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,457</td> <td>26,679</td> <td>△222</td> </tr> </tbody> </table>		本年度予算額	前年度予算額	比較	26,457	26,679	△222		
本年度予算額	前年度予算額	比較								
26,457	26,679	△222								
内 容	2 主な計上内容									
	<p>(1) 電気事業費用[20,457千円]            発電所操作委託、電気保安業務委託、基金積立等維持管理に係る経費            ア 経費                (ア) 旅費[12千円]                (イ) 需用費[1,356千円]                (ウ) 役務費[677千円]                (エ) 委託料[4,977千円]                (オ) 使用料及び賃借料[151千円]                (カ) 積立金[4,439千円]                (キ) 公課費[1,500千円]                (ク) 繰出金[7,345千円]</p> <p>イ 財源                (ア) 電力料[14,280千円]                (イ) 預金利息[177千円]                (ウ) 前年度繰越金[6,000千円]</p> <p>(2) 予備費[6,000千円]            令和9年度の東伯地区土地改良区連合運営補助金として予備費に計上            ア 経費                予備費[6,000千円]            イ 財源                電力料[6,000千円]</p>									
補足事項										

令和8年3月定例議会 議案概要	担当課	総務課	種別	予算						
目的	令和8年度各財産区特別会計予算を計上するもの。									
内容	〔東伯地区財産区〕 予算科目設定のため計上するもの。									
	<b>議案第32号 令和8年度琴浦町八橋財産区特別会計予算</b>									
	予算額 [単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 636 662 696">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 636 975 696">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 636 1286 696">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 696 662 752">28</td> <td data-bbox="662 696 975 752">28</td> <td data-bbox="975 696 1286 752">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	28	28	—
	本年度予算額	前年度当初予算額	比較							
	28	28	—							
	<b>議案第33号 令和8年度琴浦町浦安財産区特別会計予算</b>									
	予算額 [単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 891 662 952">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 891 975 952">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 891 1286 952">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 952 662 1008">26</td> <td data-bbox="662 952 975 1008">26</td> <td data-bbox="975 952 1286 1008">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	26	26	—
	本年度予算額	前年度当初予算額	比較							
26	26	—								
<b>議案第34号 令和8年度琴浦町下郷財産区特別会計予算</b>										
予算額 [単位：千円]										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 1146 662 1207">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 1146 975 1207">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 1146 1286 1207">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 1207 662 1263">6</td> <td data-bbox="662 1207 975 1263">6</td> <td data-bbox="975 1207 1286 1263">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	6	6	—	
本年度予算額	前年度当初予算額	比較								
6	6	—								
<b>議案第35号 令和8年度琴浦町上郷財産区特別会計予算</b>										
予算額 [単位：千円]										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 1402 662 1462">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 1402 975 1462">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 1402 1286 1462">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 1462 662 1518">6</td> <td data-bbox="662 1462 975 1518">6</td> <td data-bbox="975 1462 1286 1518">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	6	6	—	
本年度予算額	前年度当初予算額	比較								
6	6	—								
<b>議案第36号 令和8年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算</b>										
予算額 [単位：千円]										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 1657 662 1718">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 1657 975 1718">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="975 1657 1286 1718">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 1718 662 1774">6</td> <td data-bbox="662 1718 975 1774">6</td> <td data-bbox="975 1718 1286 1774">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	6	6	—	
本年度予算額	前年度当初予算額	比較								
6	6	—								

[赤碕地区財産区]

前年度繰越金を主な財源とし、管理会委員報酬、補助金、交付金等を計上するもの。

### 議案第 37 号 令和 8 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算

#### 1 予算額 [単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
17,326	17,801	△475

#### 2 主な計上内容

##### (1) 歳出

ア 委員報酬[70 千円]

委員 7 名×10 千円

イ 補助金[390 千円]

(ア) 赤碕地区地域活性化補助金[230 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[130 千円]

(ウ) 荒神さん振興会運営費補助金[30 千円]

##### (2) 歳入

ア 土地貸付収入[272 千円]

電柱敷地料、個人・法人への土地貸付料等

イ 前年度繰越金[17,050 千円]

### 議案第 38 号 令和 8 年度琴浦町成美財産区特別会計予算

#### 1 予算額 [単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
13,882	13,992	△110

#### 2 主な計上内容

##### (1) 歳出

ア 委員報酬[35 千円]

委員 7 名×5 千円

イ 補助金[120 千円]

(ア) 成美地区地域活性化補助金[100 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[20 千円]

##### (2) 歳入

前年度繰越金[13,877 千円]

**議案第 39 号 令和 8 年度琴浦町安田財産区特別会計予算**

## 1 予算額 [単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
9,473	9,177	296

## 2 主な計上内容

## (1) 歳出

ア 委員報酬[70 千円]

委員 7 名×10 千円

イ 補助金[120 千円]

(ア) 安田地区地域活性化補助金[100 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[20 千円]

## (2) 歳入

前年度繰越金[9,466 千円]

**議案第 40 号 令和 8 年度琴浦町以西財産区特別会計予算**

## 1 予算額 [単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
67,716	67,975	△259

## 2 主な計上内容

## (1) 歳出

ア 委員報酬[240 千円]

(ア) 会長[50 千円]

(イ) 副会長[40 千円]

(ウ) 委員 5 名×30 千円[150 千円]

イ 補助金[640 千円]

(ア) 婦人会運営費補助金[30 千円]

(イ) 老壮会運営費補助金[150 千円]

(ウ) 以西地区地域活性化補助金[220 千円]

(エ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[30 千円]

(オ) 以西おどり保存会運営費補助金[50 千円]

(カ) 地区区長会運営費補助金[20 千円]

(キ) 交通安全協会以西支部運営費補助金[30 千円]

(ク) 以西地区振興協議会運営費補助金[110 千円]

ウ 分収交付金[262 千円]

帽子取第 2 処分場分収交付金(山川部落)

## (2) 歳入

ア 土地貸付収入[593 千円]

	<p>電柱敷地料、帽子取第2処分場用地貸付収入等 イ 前年度繰越金[67,094千円]</p>
補足事項	

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算												
議案番号	議案第41号	議案名	令和8年度琴浦町水道事業会計予算															
目的	水の安定供給を図るため、令和8年度琴浦町水道事業会計予算を計上するもの。																	
内 容	1 予算額																	
	(1) 収入 [単位：千円]																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>355,519</td> <td>363,488</td> <td>△7,969</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>458,560</td> <td>641,300</td> <td>△182,740</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	収益的収入	355,519	363,488	△7,969	資本的収入	458,560	641,300	△182,740
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較														
	収益的収入	355,519	363,488	△7,969														
	資本的収入	458,560	641,300	△182,740														
	(2) 支出 [単位：千円]																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td> <td>351,581</td> <td>338,434</td> <td>13,147</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>634,519</td> <td>791,840</td> <td>△157,321</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	収益的支出	351,581	338,434	13,147	資本的支出	634,519	791,840	△157,321
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較														
	収益的支出	351,581	338,434	13,147														
資本的支出	634,519	791,840	△157,321															
2 主な計上内容																		
(1) 収益的収入[355,519千円]																		
ア 事業説明																		
水道施設の維持管理を行うための収入を計上する。																		
イ 内訳																		
(ア) 営業収益[302,048千円]																		
a 給水収益[292,493千円]																		
b 受託工事収益[602千円]																		
c その他営業収益[8,953千円]																		
(イ) 営業外収益[53,469千円]																		
a 受取利息及び配当金[450千円]																		
b 他会計補助金 [11,882千円]																		
c 長期前受金戻入[41,135千円]																		
d 雑収益[2千円]																		
(ウ) 特別利益[2千円]																		
(2) 資本的収入[458,560千円]																		
ア 事業説明																		
水道施設の整備を行うための収入を計上する。																		
イ 内訳																		
a 企業債[442,600千円]																		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 負担金[5,840 千円]</li> <li>c 補助金[10,120 千円]</li> </ul> <p>(3) 収益的支出[351,581 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>水道施設の維持管理を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 営業費用[303,466 千円] <ul style="list-style-type: none"> <li>a 原水及び浄水費[47,119 千円]</li> <li>b 配水及び給水費[30,400 千円]</li> <li>c 受託工事費[103 千円]</li> <li>d 総係費[40,810 千円]</li> <li>e 減価償却費[184,962 千円]</li> <li>f 資産減耗費[72 千円]</li> </ul> </li> <li>(イ) 営業外費用[47,015 千円] <ul style="list-style-type: none"> <li>a 支払利息及び企業債取扱諸費[44,614 千円]</li> <li>b 雑支出[2,401 千円]</li> </ul> </li> <li>(ウ) 特別損失[100 千円]</li> <li>(エ) 予備費[1,000 千円]</li> </ul> <p>ウ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 他会計補助金[11,882 千円]</li> <li>(イ) 一般財源[339,699 千円]</li> </ul> <p>(4) 資本的支出[634,519 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>水道施設の整備を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 建設改良費[570,720 千円] <ul style="list-style-type: none"> <li>a 配水設備工事費[309,569 千円]</li> <li>b 水源地改良費[254,265 千円]</li> <li>c 消火栓新設費[4,840 千円]</li> <li>d 固定資産購入費[2,046 千円]</li> </ul> </li> <li>(イ) 企業債償還金[63,799 千円]</li> </ul> <p>ウ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 企業債[442,600 千円]</li> <li>(イ) 負担金[5,840 千円]</li> <li>(ウ) 補助金[10,120 千円]</li> <li>(エ) 一般財源(補填財源)[175,959 千円]</li> </ul>
補足事項	

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算												
議案番号	議案第42号	議案名	令和8年度琴浦町下水道事業会計予算														
目的	町民の生活環境向上及び公共水域の水質改善を図るため、令和8年度下水道事業会計予算を計上するもの。																
内 容	1 予算額																
	(1) 収入 [単位：千円]																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>909,525</td> <td>894,294</td> <td>15,231</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>774,918</td> <td>576,017</td> <td>198,901</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	収益的収入	909,525	894,294	15,231	資本的収入	774,918	576,017	198,901
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較													
	収益的収入	909,525	894,294	15,231													
	資本的収入	774,918	576,017	198,901													
	(2) 支出 [単位：千円]																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td> <td>906,001</td> <td>886,764</td> <td>19,237</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>1,074,189</td> <td>867,948</td> <td>206,241</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	収益的支出	906,001	886,764	19,237	資本的支出	1,074,189	867,948	206,241
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較													
	収益的支出	906,001	886,764	19,237													
	資本的支出	1,074,189	867,948	206,241													
	2 主な計上内容																
(1) 収益的収入[909,525千円]																	
ア 事業説明																	
下水道施設の維持管理を行うための収入を計上する。																	
イ 内訳																	
(ア) 営業収益[256,124千円]																	
a 下水道使用料(農集使用料含む。)[256,123千円]																	
b その他営業収益[1千円]																	
(イ) 営業外収益[653,398千円]																	
a 受取利息及び配当金[1千円]																	
b 他会計補助金(一般会計基準内・外繰入金)[357,665千円]																	
c 長期前受金戻入[295,686千円]																	
d 消費税及び地方消費税還付金[1千円]																	
e 雑収益[45千円]																	
(ウ) 特別利益[3千円] 使用料過年度遡及賦課分																	
(2) 資本的収入[774,918千円]																	
ア 事業説明																	
下水道施設の整備を行うための収入を計上する。																	
イ 内訳																	
a 企業債[240,000千円]																	
b 他会計出資金(一般会計基準外繰入金)[213,120千円]																	
c 他会計負担金(一般会計基準内繰入金)[40,521千円]																	

	<p>d 国庫補助金[274,440 千円]</p> <p>e 負担金(受益者負担金及び分担金)[6,837 千円]</p> <p>(3) 収益的支出[906,001 千円]</p> <p>ア 事業説明 下水道施設の維持管理を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 営業費用[808,437 千円]</p> <p>a 管路費[52,686 千円]</p> <p>b ポンプ場費[2,791 千円]</p> <p>c 処理場費[141,856 千円]</p> <p>d 総係費[45,825 千円]</p> <p>e 減価償却費[535,840 千円]</p> <p>f 資産減耗費[29,439 千円]</p> <p>(イ) 営業外費用[97,264 千円]</p> <p>a 支払利息及び企業債取扱諸費[92,264 千円]</p> <p>b 消費税及び地方消費税[5,000 千円]</p> <p>(ウ) 特別損失[300 千円] 過年度分下水道使用料等還付金</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 町(一般会計繰入金)[357,665 千円]</p> <p>(イ) 一般財源[548,336 千円]</p> <p>(4) 資本的支出[1,074,189 千円]</p> <p>ア 事業説明 下水道施設の整備を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 建設改良費[526,782 千円]</p> <p>a 管路建設改良費[17,781 千円]</p> <p>b 処理場建設改良費[509,001 千円]</p> <p>(イ) 企業債償還金[547,407 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 企業債[240,000 千円]</p> <p>(イ) 国庫補助金[274,440 千円]</p> <p>(ウ) 町(一般会計繰入金)[253,641 千円]</p> <p>(エ) 工事補償金[765 千円]</p> <p>(オ) 一般財源[305,343 千円]</p>
補足事項	

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第43号	議案名	建設工事請負変更契約の締結について〔町道立石台街路1号線道路改良工事〕			
目的	令和7年6月13日の議会において議決され、本契約として成立した、町道立石台街路1号線道路改良工事の第3回変更契約について、建設工事請負変更契約の締結を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を得るもの					
内容	<p>1 当初契約</p> <p>(1) 工 事 名 町道立石台街路1号線道路改良工事</p> <p>(2) 工 事 場 所 琴浦町大字八橋</p> <p>(3) 工事完成期限 令和8年1月9日</p> <p>(4) 請 負 金 額 50,600,000円</p> <p>(5) 工 事 内 容 町道立石台街路1号線 擁壁補強工事</p> <p>(6) 契約者</p> <p>ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地6</p> <p>イ 氏名 株式会社チュウブ</p> <p>2 第1回変更契約(令和7年10月30日議決)</p> <p>(1) 変更請負金額 59,183,300円(増額8,583,300円)</p> <p>3 第2回変更契約(令和7年12月9日専決)</p> <p>(1) 工事完成期限の延長</p> <p style="padding-left: 40px;">変更前 令和8年1月9日</p> <p style="padding-left: 40px;">変更後 令和8年3月27日</p> <p>4 第3回変更概要</p> <p>(1) 工事完成期限の延長</p> <p style="padding-left: 40px;">変更前 令和8年3月27日</p> <p style="padding-left: 40px;">変更後 令和8年5月8日</p> <p>5 変更理由</p> <p>(1) 擁壁工の主材料である砕石が、降雪による製造工場の停止で入荷遅延になったことと、降雪及び路面凍結により工事用道路の敷き鉄板が滑りやすい状態となり、ダンプによる資材運搬の安全確保が困難となり、施工計画の見直しを行ったところ年度内の工事完成が困難になったため</p>					
補足事項						

令和8年3月議会 議案概要			担当課	企画政策課	種別	その他						
議案番号	議案第44号	議案名	財産の取得について（防災行政無線操作卓改修）									
目的	<p>防災行政無線操作卓改修業務を行うに当たり、財産の取得について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)第2条の規定に基づき、議会の議決を得るもの。</p>											
内容	<p>1 取得財産 防災行政無線操作卓ほか関連機器</p> <p>2 入札日 令和8年2月16日</p> <p>3 契約金額 93,115,000円</p> <p>4 受注者 住所 島根県松江市平成町182番地14 氏名 山陰パナソニック株式会社 ビジネスソリューション部門 部門長 村上 茂樹</p> <p>5 納期限 令和9年2月26日</p> <p>6 契約方法 1者特命随意契約</p> <p>7 随意契約理由            防災行政無線の放送は、本庁舎通信指令室に設置された親局設備（操作卓、無線機等）より送出される信号（緊急一括、一括、グループ、個別等の選択呼出し信号、音声信号）を正確に受信することで屋外拡声子局、戸別受信機等から防災・行政放送等を吹鳴している。            この信号方式は、現存する防災行政無線メーカーそれぞれが各社独自の方式を採用しているのが現状。既設メーカー以外の機器を導入すると、中継局や屋外拡声子局、戸別受信機が機能しなくなるため、既設設備の納入及び保守業務を行っている上記の者と随意契約しようとするもの。            （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> <p>8 機器概要</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>操作卓制御装置</td></tr> <tr><td>複数メディア連携機能サーバ装置</td></tr> <tr><td>自動プログラム送出装置</td></tr> <tr><td>複数卓接続装置</td></tr> <tr><td>遠隔制御装置</td></tr> <tr><td>タブレット型操作卓</td></tr> </table>						操作卓制御装置	複数メディア連携機能サーバ装置	自動プログラム送出装置	複数卓接続装置	遠隔制御装置	タブレット型操作卓
操作卓制御装置												
複数メディア連携機能サーバ装置												
自動プログラム送出装置												
複数卓接続装置												
遠隔制御装置												
タブレット型操作卓												
補足事項												

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第45号	議案名	債権の放棄(町営住宅使用料)について			
目的	回収の見込めない債権について放棄を行うもの。					
内容	<p>1 債権放棄の額等</p> <p>(1) 債権の名称 町営住宅使用料</p> <p>(2) 金額 479,060円 (平成14年2月分～平成25年9月分の一部)</p> <p>(3) 債務者 町営住宅下伊勢第2団地に入居していた者</p> <p>(4) 債権放棄理由 債務者は、高齢の生活保護受給者 (生活保護受給期間：令和2年7月17日～現在) 連帯保証人2人とは、和解した。 (連帯保証人2人は、連帯して、琴浦町に10万円の支払い義務のみとする内容の和解)</p> <p>2 債権契約内容</p> <p>(1) 入居日：昭和62年3月1日</p> <p>(2) 退去日：平成25年9月18日 明渡訴訟により、強制退去となった。</p> <p>3 債権放棄額内訳 479,060円(平成14年2月分～平成25年9月分の一部)</p>					
補足事項						

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	その他
議案番号	議案第46号	議案名	債権の放棄(水道使用料)について		
目的	回収の見込めない債権について放棄を行うもの。				
内 容	<b>1 債権放棄の額等</b>				
	(1) 債権の名称 水道料金(私債権・非強制徴収債権)				
	(2) 金額 239,393円				
	(3) 債務者				
	1	町内在住者(死亡)			
	2	町外在住者(死亡)			
	3	町内在住者(死亡)			
	(4) 債権放棄理由				
	1	債務者は既に死亡している。 法定相続人が破産申立(自己破産)をしたことにより、裁判所が破産手続を開始し、免責許可の決定が確定した。破産法第253条第1項の規定により、債務者が水道料金につきその責任を免れ、回収不能な債権となったため、債権を放棄するもの。			
	2	債務者は既に死亡している。 法定相続人が全員相続放棄を行い、相続人不存在になり、回収不能な債権となったため、債権を放棄するもの。			
3	債務者は既に死亡している。 法定相続人が全員相続放棄を行い、相続人不存在になり、回収不能な債権となったため、債権を放棄するもの。				
<b>2 債権契約内容</b>					
	契約日	終了日			
1	平成15年2月14日	令和元年11月27日			
2	平成22年8月2日	令和6年12月23日			
3	平成18年9月20日	令和6年12月21日			
<b>3 債権放棄額内訳</b>					
	金額				
1	金207,480円(平成26年度8月分～令和元年度12月分)				
2	金16,809円(令和5年度1月分～令和6年度1月分)				
3	金15,104円(令和4年度3月分～令和5年度4月分)				

	<p><b>4 根拠法令(抜粋)</b></p> <p>破産法(平成16年法律第75号)  (免責許可の決定の効力等)</p> <p>第253条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。</p> <p>(1) 租税等の請求権(共助対象外国租税の請求権を除く。)</p> <p>※国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権を指す。</p>
補足事項	

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	その他				
議案番号	議案第47号	議案名	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について						
目的	令和8年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。								
内容	<p>1 指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定管理者</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 上本 武</td> <td>令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 1年間</td> </tr> </tbody> </table>					指定管理者	指定管理期間	鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 上本 武	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 1年間
	指定管理者	指定管理期間							
鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 上本 武	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 1年間								
<p>2 指定理由</p> <p>平成19年2月1日から当施設の指定管理者として、施設利用者に平等かつ安定した提供を行うとともに、前所有者として設備等の管理に精通し、今後も継続して管理を安定して行うことができる体制を有するため。</p> <p>指定期間は令和8年4月1日から1年間とする。</p>									
補足事項									

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第48号	議案名	琴浦町三本杉ふるさと分校及び琴浦町南部ふるさと広場に係る指定管理者の指定について		
目的	令和8年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。				
内容	1 指定管理者及び指定管理期間				
	指定管理者		指定管理期間		
	三本杉ふるさと分校管理委員会 委員長 坂根 宏和		令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで 3年間		
	2 指定理由 三本杉ふるさと分校管理委員会は平成18年から当施設の指定管理者として適正な維持管理に努め、地域の交流の促進など、関係業務に係る良好な実績もあることから、指定管理者に指定するもの。 指定期間は、令和8年4月1日から3年間とする。				
補足事項					

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	商工観光課	種別	その他
議案番号	議案第49号	議案名	琴浦町八橋ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について			
目的	令和8年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。					
内容	1 指定管理者及び指定管理期間					
	指定管理者			指定管理期間		
	やばせ振興会 会長 杉川貴英			令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで 3年間		
	2 指定理由 やばせ振興会は平成18年から当施設の指定管理者として適正な維持管理に努め、地域住民の交流親睦、JR八橋駅の乗降者の便宜などに尽力し、関係業務に係る良好な実績もあることから、指定管理者に指定するもの。 指定期間は令和8年4月1日から3年間とする。					
補足事項						

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第50号	議案名	町道路線の認定について		
目的	<p>平和開拓二号線について農林水産課の平和地区換地事業により起点から一部区間が廃道となったため、廃道区間の代替として隣接する農道を新たに町道平和開拓二号支線として路線認定することで、既存の交通網との繋がりを保ち交通の円滑化を図ることを目的とするもの。</p>				
内容	○町道として認定する路線				
	整理番号	町道路線名	延長(m) 幅員(m)		
	東 395	平和開拓二号支線	140.0 4.0～9.0		
補足事項					

令和8年3月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他																																
議案番号	議案第51号	議案名	町道路線の変更について																																		
目 的	<p>【東95・東289】 杉下橋の架け替え工事により、町道の一部分が県道敷となったため、接続路線の終点及び延長を変更するもの。</p> <p>【東90・東91・東92】 農林水産課の平和地区換地事業の完了に伴い、一部廃道となった路線の起点及び延長・幅員を変更するもの。(東90) 当該換地事業に合わせて実施した道路の拡幅工事により、路線の起終点及び延長・幅員を変更するもの。(東91・東92)</p> <p>【東212・東236・東336】 八橋小学校線道路改良工事の完成により路線の終点及び延長・幅員を変更するもの。(東212) 当該改良工事に伴い、接続する路線の起終点及び延長・幅員を変更するもの。(東236・東336)</p> <p>【赤57・赤59・赤251・赤261】 県道船上山赤碕線(出上～大石バイパス)の供用開始に伴い、交差及び接続する路線の起点・延長・幅員を変更するもの。</p>																																				
内 容	<p>○町道を変更する路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>町道路線名</th> <th>変更前延長(m) 幅員(m)</th> <th>変更後延長(m) 幅員(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東95</td> <td>下大江線</td> <td>1168.5 2.3～8.8</td> <td>1145.4 2.3～8.8</td> </tr> <tr> <td>東289</td> <td>杉下中尾線</td> <td>1352.0 4.0～5.0</td> <td>1342.0 4.0～5.0</td> </tr> <tr> <td>東90</td> <td>平和開拓幹線</td> <td>1950.0 3.5～8.8</td> <td>1953.0 3.5～14.3</td> </tr> <tr> <td>東91</td> <td>平和開拓一号線</td> <td>466.5 6.2～24.4</td> <td>457.9 6.2～24.4</td> </tr> <tr> <td>東92</td> <td>平和開拓二号線</td> <td>429.5 2.9～6.3</td> <td>220.2 3.0～3.2</td> </tr> <tr> <td>東212</td> <td>八橋小学校線</td> <td>533.5 3.2～16.3</td> <td>541.6 3.2～17.8</td> </tr> <tr> <td>東236</td> <td>笠見小学校線</td> <td>354.0 3.8～6.2</td> <td>348.5 3.8～7.8</td> </tr> </tbody> </table>					整理番号	町道路線名	変更前延長(m) 幅員(m)	変更後延長(m) 幅員(m)	東95	下大江線	1168.5 2.3～8.8	1145.4 2.3～8.8	東289	杉下中尾線	1352.0 4.0～5.0	1342.0 4.0～5.0	東90	平和開拓幹線	1950.0 3.5～8.8	1953.0 3.5～14.3	東91	平和開拓一号線	466.5 6.2～24.4	457.9 6.2～24.4	東92	平和開拓二号線	429.5 2.9～6.3	220.2 3.0～3.2	東212	八橋小学校線	533.5 3.2～16.3	541.6 3.2～17.8	東236	笠見小学校線	354.0 3.8～6.2	348.5 3.8～7.8
整理番号	町道路線名	変更前延長(m) 幅員(m)	変更後延長(m) 幅員(m)																																		
東95	下大江線	1168.5 2.3～8.8	1145.4 2.3～8.8																																		
東289	杉下中尾線	1352.0 4.0～5.0	1342.0 4.0～5.0																																		
東90	平和開拓幹線	1950.0 3.5～8.8	1953.0 3.5～14.3																																		
東91	平和開拓一号線	466.5 6.2～24.4	457.9 6.2～24.4																																		
東92	平和開拓二号線	429.5 2.9～6.3	220.2 3.0～3.2																																		
東212	八橋小学校線	533.5 3.2～16.3	541.6 3.2～17.8																																		
東236	笠見小学校線	354.0 3.8～6.2	348.5 3.8～7.8																																		

	東 336	立石台小学校線	273.0 6.0~17.1	261.6 6.0~17.1
	赤 57	水口線	809.9 3.0~20.3	799.4 3.0~20.3
	赤 59	大石線	659.2 3.0~15.8	657.7 3.0~15.8
	赤 251	出上 22 号線	158.5 3.0~9.8	155.6 4.0~9.3
	赤 261	出上扇町線	1191.2 8.3~34.8	1180.4 8.3~34.8
補足事項				

令和8年3月定例議会 議案概要			担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第 52 号	議案名	琴浦町過疎地域持続的発展計画について			
目 的	<p>現行の琴浦町過疎地域持続的発展計画が令和7年度で終了し、新たな琴浦町過疎地域持続的発展計画を策定する必要がある、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を得るもの。</p>					
内 容	<p>1 琴浦町過疎地域持続的発展計画概要</p> <p>（1）過疎地域 琴浦町全域</p> <p>（2）期間 令和8年度～12年度の5年間</p> <p>（3）項目</p> <p>※「過疎地域の持続的発展の支援に関する特措法」により規定されたもの</p> <p>1 基本的な事項（人口及び産業の推移と動向、基本方針等） 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成      3 産業の振興 4 地域における情報化      5 交通施設の整備、交通手段の確保 6 生活環境の整備 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 8 医療の確保      9 教育の振興      10 集落の整備 11 地域文化の振興等      12 再生可能エネルギーの利用の促進</p> <p>（4）主な変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎対策事業債を活用して令和3年度～7年度で実施した事業の削除及び令和8年度以降に過疎対策事業債の活用が見込まれる事業の追加</li> <li>・各項目における「現況と問題点」及び「その対策」を現状に即した時点修正</li> </ul> <p>2 主な財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎対策事業債の活用</li> <li>・国の補助率かさ上げ</li> </ul>					
補足事項						